

# 薩摩藩記録所寸考（四）

## 「伊作家事件」——島津氏支流の系譜・家格と記録所関係史料の紹介——

林

国

### はじめに

近世初期以降、概ね正徳期（一七二一—六）までに、島津氏本宗家（ここでは薩隅日三州統一から近世藩政期の貴久—義久・義弘—家久—光久の系を示す）を中心とした島津氏支流・諸家の家格は形成・整理・序列化され、また名乗りの制約なども行われた<sup>〔1〕</sup>。その過程において、例えは本宗家と垂水家・新城家の対立とその屈服<sup>〔2〕</sup>、垂水家の加治木家・佐土原家・日置家に対する、家格をめぐる強烈な対抗意識と藩宿老の調停<sup>〔3〕</sup>、島津氏支流・諸家への本宗家子弟の養子成り、都城家や種子島家など私領内政への強権的介入<sup>〔4〕</sup>など、本宗家及び支流・諸家の問題や思惑を含みながらも、様々な形で藩権力強化と秩序形成が目指されたことが指摘されている。筆者は、特に島津氏以外の異姓も含めての藩内有力諸家の家格について、幕末に至る島津氏支流の系図継続や、本来異姓の種子島家が島津支族に準じる家格を形成した事例、支族筆頭の越前島津家（重富家<sup>〔5〕</sup>）再興の前史などについて、藩記録所・記録奉行の活動を中心と検討してきた<sup>〔6〕</sup>。記録所の役割の一つである諸家の筋目・系図由緒の吟味、という点から家格についての現存する記録所関係史料を検討すると、元禄期以降から宝暦末頃までのものが多くみえるようである。勿論、残存する史料から早急に結論を導くことはできないが、17世紀半から18世紀半におけるこれら諸家の由緒調書類が記録所に集積され伝存した点か

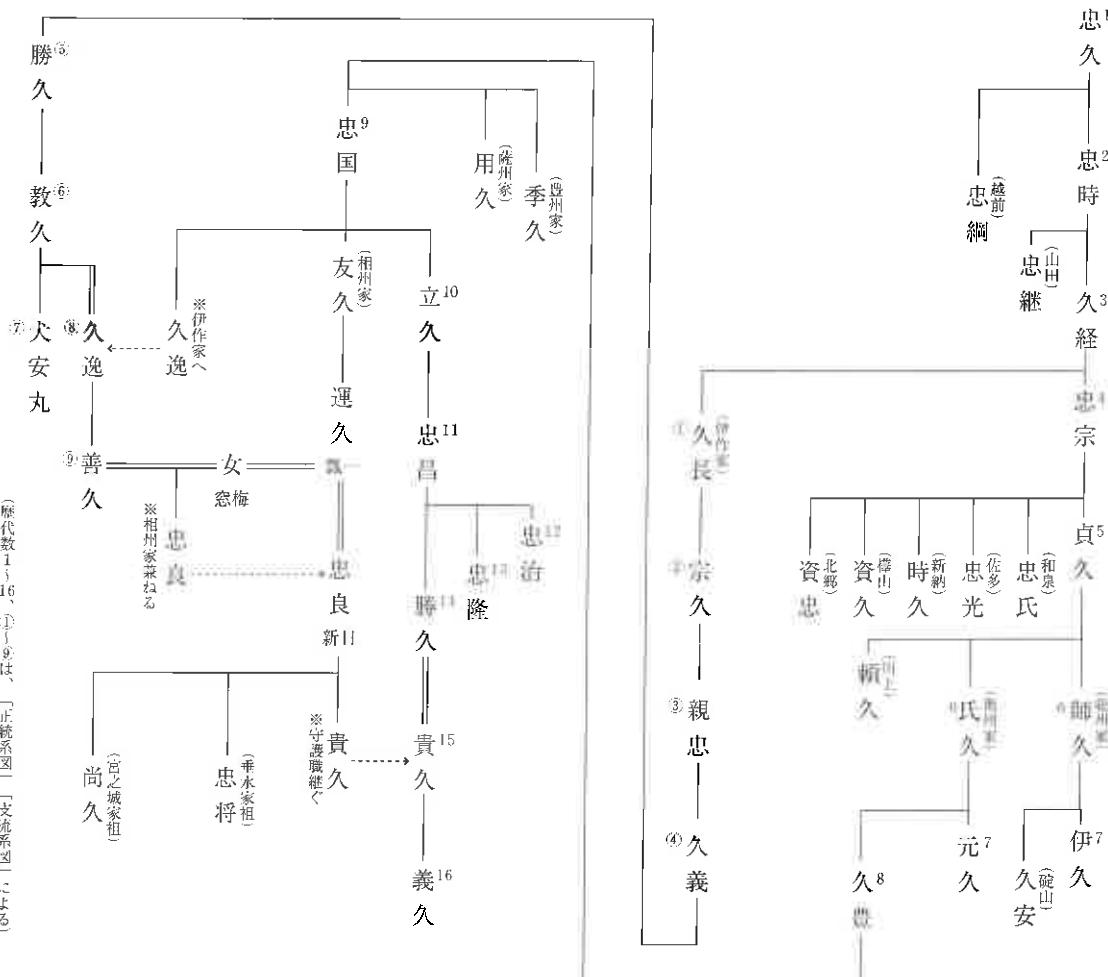
らは、島津氏族諸家を頂点として各諸家の惣庶や鹿児島城下士から各外城士以下に至る家筋（それは例えば養子や家督相続、進上物などの決定の際に問題とされ、また吟味される）の確定・再確認作業が継続的に行われたことを示すだろう。藩主との親疎、縁戚関係、個人的技能能力その他要因による、従来の家格を超えて抜擢される人物の存在と家格の引上げなどは考慮すべきであろうが、18世紀段階でひとまず確定維持されることになる薩摩藩の家格・家筋とそこに深く関わった記録所の活動の検討は、近世前期の藩政の一面のみならず、近世後期における、一門家を頂点とする門閥層の動きや役割などを考える上でも必要な作業かと思われる。

本稿では「諸家由緒調<sup>〔8〕</sup>」収載史料「伊作家事件」を題材として、島津氏本宗家にとり特別な相州家及び伊作家の名跡（相州家・伊作家及び島津氏歴代、近世以降の島津支族については略系図①②参照）をめぐり、一門家（重富（越前）・加治木・垂水・（今）和泉家）に次ぐ四家（元文三年（一七三八）に大身分として立てられた日置・花岡・都城家と宮之城家。大身分が天明六年（一七八六）以後一所持から寄合並の惣名となつて以降も四家の格式は従来通りとされた）の一つ宮之城家と、当時の藩宿老・記録奉行などの意識や儀礼の場の問題を捉え、若干の考察を試みたい。

卷之二十一

## 史料「伊作家事件」

体裁・字体は原則として底本に従つた。『朱書を示す』は原註、(一)は筆者註。



鳴津美作より被申候、従前々太刀進上申候時分鳴津・兵庫殿と前後之儀申様ニ御座候、當年は兵庫殿為代又八郎殿御太刀進上被成候由ニ候間、申分無御座候、此旨被聞召置可被下之由披露候、出雲殿・久風・久竹帶刀殿・勘解由殿市田忠代・忠慶市正承、今日之儀は太刀進上之由候間、其通可有之候、重而之儀は難承置候条、明日も致相談返事可申旨申渡候事、

取沙

本田六左衛門

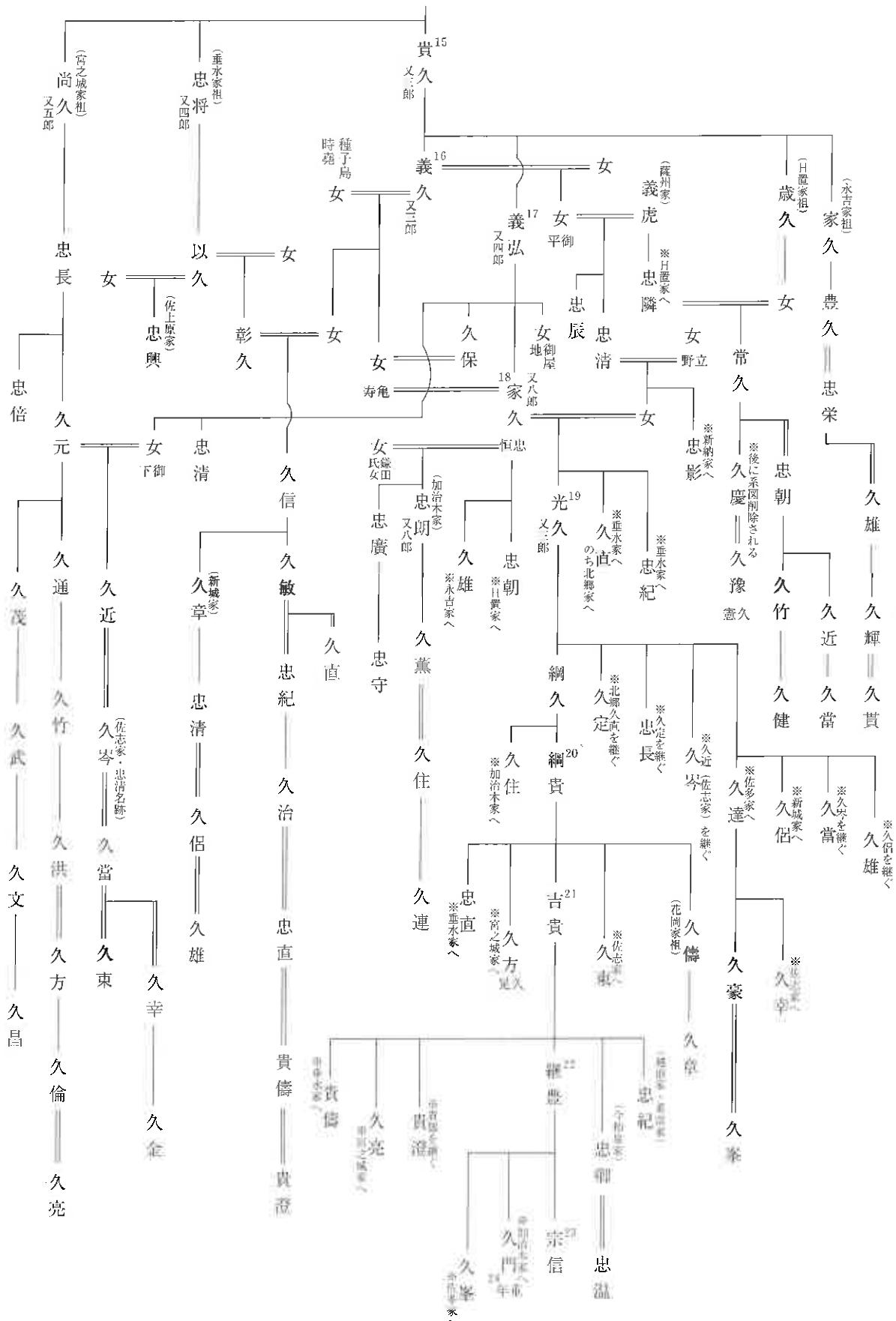
2

右嶋津兵庫殿家（原注）家主は、鳴津美作（墨水家）と御太刀進上之時分前後之沙汰有之候得共、兵庫殿之儀は御家御身近脇之御惣領ニ候、又八郎殿家督ニ罷成候而も、御太刀進上之儀美作家より下ル仰有之間敷候、兵庫殿代モ可為同前候、當正月兵庫殿為代又八郎殿太刀進上候、然時ハ美作方より申分無之候、又八郎殿代ニ成候而ハ申分可有之由被申候ニ付、何れも以相談右之通ニ申渡候間、左様ニ御心得可被成旨 出雲殿・市正殿より被仰渡候事、

取次

本田六左衛門

〔系図②近世島津氏本宗及び支流略系図〕



○3

『嶋津大膳殿家之儀二付被仰覺書』

□上書之覺

一旧冬手前太刀次第之儀御断申上候處、御書物を以御返事細々承届候、就夫手前よりも以書付申候、對評定所口能かましく指當たる様ニ可被思召入儀も可有之哉と念遣千萬ニ存候得共、手前之有筋を為可申解如斯御座候、

一御家ハ元祖之所ニ而次弟之差別候と見得候處ニ、御連枝様之事ニ付、筆々之御差別有之候と此方江は承候か、又見申候得は、此中之御賦ニ(北郷外定)も文作殿も家之次第之ことく樺山之次ニ御賦と見得申候、ケ様成所垂水之様子を我等ニ承候處、引合存候得ハ、文作殿も中納言様御孫、只今之太守様之御男子ニハ二番目之男子、式部殿(北郷久直)も諸大夫、玄蕃殿(忠紀)より殊ニ御舍弟と申、ケ様成所ニ御差合共候ハ、中々樺山之次杯之様ニも不被存候、摂津守殿之儀も前代ニ不相替喜入之家之次第ニ御賦と見得候、ケ様之所我等ニ承筋ニ相違之様ニ御座候而疑申候、若輩者之故ニ候哉、疑落着存候、

一惟新様御事、守護代とハ無心元存候、守護職被遊候儀は疑無御座候、様子ハ文禄四年當國檢地之目録を為可被成御給、惟新様ハ高麗陣ニ被成御座候得共、御守護之故從高麗態と御召候而、於京都右目録被成御給候、其時ハ 竜伯様も御上京之由候得共、右之式ニ而 惟新様目録御頂戴ニ而候つると承候、

一ケ様成御家之事共、結句到公儀我等若輩申上儀如何ニ候得共、有筋承候而罷居候併如此御座候、

一縦さがりたる家ニ而も例ニ成事候得は、夫を引立被申候時は其例計ニ

而も御押候儀難成事も候と見得候ニ、手前儀ハ又乍勿論各別ニ候得は、例之所ニ御賦可被成候、右之通何ケ度も可申と存候、左様之段可被聞召達候、

萬治二年正月十三日

○4

『右同断之儀也』写

一玄蕃殿(忠紀) 太守様御一腹之御舍弟ニ御座候故御身近く有之由候、貴久様御舍弟之御筋目ヲ 御相續被成候時は、其家ニ有來たる次第ハ前代ニ可相替儀難心得存候、式部殿・玄蕃殿 御元服ニ而五位之諸大夫ニ(北郷久直)御昇進候時、彈正より申分不仕由候、右御兩人諸大夫ニ御成候逆、如何様ニ彈正家より可有申分候哉、無心元存候、其家之筋目一通之次第ハ前代相替間敷儀ニ候、

『押札ニ而

一垂水之儀 貴久様御舍弟之御筋目相續被成候時ハ前代ニ可相替儀難心得通尤ニ御座候、式部殿・玄蕃殿五位諸大夫ニ御進之時分、從彈正殿御申分不承候と書申候ハ 諸大夫ニ御進候ニ付御用捨候哉、御太刀御持參又ハ 御目見得有之時分、玄蕃殿御堅固之中先後之事不承候ニ付為申事ニ候、彼御兄弟御元服之刻御同前ニ御手前より御申分可有之と申儀ニ而ハ無御座候、右之条最前達し不申候』

(押札朱書ハ行間ニ記スモノ、以下同)

一先年御成 御目見得之時は、相模殿隱居ニ而(久慈)彈正之次ニ御太刀進上候由承候得共、隠居ニ而も其家々次第さからせられ候等とハ不存候、殊ニ天下ニ而 御目見之事ニ候候、一入題目之事ニ而候得ば、我等ハ曾而左様ニハ不存候、

「押札二而

先年御成之時分ハ式部殿垂水家督ニ而御目見候故、相模殿一所衆并

之御目見構ハ有間敷哉と出合申候】

一又四郎殿死去候而より式部殿を相模殿御養子ニ被成候得は、寛永元

年ニ候、御成ハ其後同七年ニ候など、有儀被仰候、夫ハ此方より何

そ構申儀ニ無之候、

『押札二而

又四郎殿死去ハ寛永元年と書出候ハ右之年之末式部殿養子ニ御定候其

引合ニ而候】

一式部殿・玄蕃殿 公方様江 御目見は無官之時さへ御座迄相替候由候、

御當家ニ付御太刀進上之次第之儀ハ、右ニ申候様ニ御成被成候ハ、

其家之一筋ニ可有之と社存候、

『押札二而

垂水家之家督式部殿 公方様江 御目見無官之時さへ御目見之次第相

替候は、太守様身近キ故ニ而如此候哉、難計候】

一晴蓑生害以後ニ義虎御子ニ郎次郎を聟養子ニ而候と御座候事、相違ニ而

候、晴蓑存生之内ニ、三郎次郎を聟養子ニ被成、十六歳ニ而出水より

祁答院江越候は天正十二年ニ而候、同十五年羽柴美濃守殿日州表江被

為下候時分、於根白坂之陳同四月三郎次郎十九歳ニ而戰死仕候、息

下総事八同年正月十八日ニ生申候、下総六ツニ罷成候天正廿年七月十

八日ニ社晴蓑ハ生害ニ而候、其時分細川幽斎、又従 竜伯様も至下総

御誓紙共有之事ニ候、右之様子ニ候處各別之儀を承候、萬事無心元被

存候事、

『押札二而

晴蓑御跡儀ハ三郎次郎殿を聟養子と承候ニ付、年代之考ハ不存候と書

付候、其段ハ此方いかニもあやまりニ而候、細川幽斎又 竜伯様より

尤其通ニ心得罷在候、義弘様守護職之儀必定ニ候哉之通承候、必

定ニ而候半と存候、其故ハ天下ニあかりし 御系圖ニも守護星在之候、

其草案手前ニも所持申候而罷居候、

『押札ニ而

惟新様守護職為被遊ニ付、御系圖ニ守護星も御座候通得其意存候、

黄門様御事 義久様御聟養子ニ御成候ハ、御家御相續と申傳候故、守

護代と申人も御座候】

『押札ニ而

追考ニ 黄門様御事 義久様御聟養子ニ被成御家御相續被遊候、此段

家康様慶長七年之 御神文ニも相見得、慥成事ニ候、惟新様守護代

之儀は御系圖ニも相見得候、上井伊勢守日帳天正十三年四月廿四日ニ、

慥ニ被書付置候事見届候、為後年書付召置候、以上、

貞享五年辰三月廿六日

久竹

』

一兵庫殿御下入候而垂水江之爭は理不尽之様ニ御座候由承候得共、手前

ハ又左様ニハ不存候、各別ニ候其子細は、先年於江戸御成之時分、

公方様江或 御目見之次第、或拝領物等ニ至迄も萬事相州よりハ先ニ而

御座候、左様之書付共于今致格護寵居候、手前ニケ様之先例共候、御

成之時分も此方先ニ而候は乍勿論其刻御吟味候而相済、彈正は相州よ

り先ニ而候つらんと社存候、右之様子共ニ候間、今度被仰聞候筋は曾

以落着不申候条、當正月之御賦ニ而候は、太刀進上ハ不罷成候、左様

之通可被聞召候、

【押札二而

八朔之御太刀之次第、御對面所兵庫頭殿・大膳殿、御廣間垂水殿・豐

後殿三面候、就夫兵庫頭殿・垂水馬之受取渡同時三兩方之御庭二而相渡

候、御三人同前之御取持二候ハ、馬三疋同時二渡可申哉と出合候】

一正月御太刀進上之次第、無高下とハ乍被仰、御身近キ脇之惣領を御相談之上二而先御對面二御賦候由承候、ケ様成次第先例二相替候付而申上儀二候、先々年美作殿次二御賦共御座候而太刀進上可申段承候、其時分達而申候も、先例二相替三番二御賦二而候間、太刀進上會以難成通

鎌田左京殿・相良主税殿二而細々申入候、其砌承候ハ、此賦少も正ニ

成事ニ而は無之候、後年ハ又何れも次第可被引替候条、先如御賦御太

刀進上申候様ニと承候、正ニ成らす御賦ニ而候トハ被仰上ニハ、やから

を申様ニ候候、其年之太刀進上仕候處、當正月之御賦之次第不相替候ニ

付、此節申分仕候處、去々年鎌田藏人殿二而被備 上覽相濟候由此度

社被仰聞候、左様ニ候ハ、御儀定すハリたる様子、去々年可被仰聞儀と存候、今更御相違之様ニ候而無心元存候、何ケ度も例を可申通候間、被聞召達可被下候、

万治二年正月十三日

【押札二而

御身近き脇之御惣領先 御對面ニ相究候而其賦懸 御目候、御使鎌田

藏人殿ニ而御座候、其書付何れ之衆江被仰渡候、使兩人此賦ハ正ニ不成由被申候哉、藏人殿御覺も可有之候間、何れ彼人下國之刻、被仰達可然候、此覺書ニも無之候条いケ様と難申候】

## ○5

仰出

嶋津権七殿家御〔久留・久元室〕下様御跡と有之儀、女御跡ニ而如何ニ候、殊ニ今度江戸江

御供ニ而候、左様成唱にも如何ニ候、伊作家跡無之候間、此跡ニ被仰下度被思召候間、得と致相談、つかへさる儀〔久留〕おるてハ其段可被申上候旨上意候事、

御使

喜入次兵衛

延宝六年十二月廿九日

○6

延宝六年十二月廿九日

喜入次兵衛

鳴津権七殿儀女性跡ニ而候、今度江戸御供被 仰付候處、唱も如何ニ候、

然は伊作家跡無之候間、此跡ニ権七殿被 仰下度被思召上候、何そ支有之間敷哉、相談仕可申上旨先頃被 仰出候、依之河野六兵衛二申付、

為相考申候處、 日新様御事、伊作家・相州家双方を御兼御相續為被成儀候得は、伊作家断絶為申ニ而は無御座候、其上題目之御文書・御重物之綱切丸も彼家より相傳之御事ニ御座候處、此節伊作家別ニ被召立候得

は右牘之御文書・御重物等も筋目達申儀ニ罷成、如何奉存候、此等之旨六兵衛委細書付差出申候間、備 上覽申候、権七殿家之儀も下野三男

又五郎、夫より又六殿、権七殿と系圖之表續來申候得は、專女性之跡と申ニ而も無御座候間、旁以此節権七殿を伊作家ニ被 仰付儀ハ、先被遊御延引可然奉存候間奉伺候、已上、

御太刀進上座配之願申出候、彼是引合之正文又は題目之儀此壹軸ニ記之、其外委細之書付は別冊ニ留置之也、

(延喜七年)  
未三月二日

肝付主殿

○7

『三月五日』

『右達 貴聞 上意候は、伊作家之儀は右之筋候ハ、可為其通候、  
中納言様御舍弟久四郎殿御跡無之由候間、是權七殿可申付旨  
上意候事、

御使 相良主税

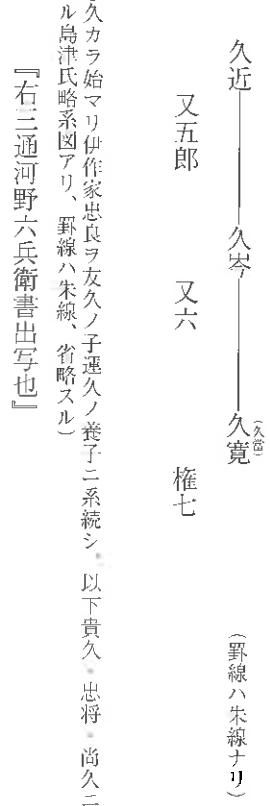
喜入次兵衛

未三月二日

○8

覚『河野六兵衛書出候也』

一日新様御三歳之時御父伊作又四郎殿早世被成候、其以後又四郎殿御從  
弟相模入道一瓢様 日新様御懷梅窓様江御取合被成候處、相州家を  
伊作家江相加、 日新様を両家の棟梁御取立可被成之旨堅キ御約  
束ニ而両家を一家ニ御合被成候、殊ニ 日新様御事 一瓢様ニは御養  
子迄之儀ニ而御血筋ハ伊作家ニ而御座候得は、伊作家断絶とハ難申  
奉存候事、



○9

覚

鳴津権七殿を 中納言様御舍弟久四郎殿より系ル様ニと被仰出候、依之  
次第之書付懸御申候、

惟新様御子様之次第

八被成御座候得共、僅二代之御家ニ而御座候得は、何之證文も無御座  
候、伊作家之御事ハ数代將軍家御證文過分ニ御座候、両家を御兼被成  
候得は御家重ク御座候様ニ奉存候事、

右伊作家之御文書皆共ニ御文書方ニ御座候、并綱切丸と中御腰物も伊  
作家江御相傳之御重物ニ御座候、于今御南戸ニ御座候事、

一日新様右之通ニ相州家・伊作家を御合御相續故、何之筋ニ而も無余儀

御姫

右故豊後守殿御内室御屋地と申上候、

御家ニ而御座□□御 門中僉儀之上ニ而 貴久様を守護職ニ被奉仰候由  
ニ而御座候、左候而 貴久様御事は守護御代々之御名御付被成、御ニ  
男忠將は相州家之家名、御三男尚久ハ伊作家之家名を付ケ被申候時は、  
日新様ニ而両家を一ツニ御合被成、 貴久様御代より又三家ニ御分ケ  
被成候事御相談之上ニ而右之通ニ御座候歟と乍憚奉存候事、

伊作家御取立被成候ハ、御系圖ハ如何様ニ御つらせ可被成哉と奉存  
候事、

鶴寿丸殿

右天正四年早世被成候、御年八歳、飯野幻生寺御菩提所ニ而御座候、又一郎様（久遠）中納（久遠）言様  
万千代丸殿

右天正十六年泉州堺ニ而早世被成候、御年九歳、飯野之宗仁院御菩提所ニ而御座候、

久四郎殿 御名乘忠清

右文禄四年早世被成候、御年十四歳、飯野徳元寺御菩提所ニ而御座候、

御姫様（久遠）

右おしたと申上候、

三月八日

○10

『三月十日』

『右達 貴聞、又一樣より四番目之久四郎殿より鳴津權七殿家ニ續

候筋可被申付候、尤權七殿方江は其段可被申渡候、已上、

御使 喜入次兵衛

相良主税

○11

如右件、自家之由緒達 貴聞、伊作家別ニ御取立不被成候、依之自家

之儀伊作家相續之分ニ候間、来ル八朔之御太刀進上致延引、重而得と様子可申上と致了簡、諏訪采女殿江申談、右 仰出之御使喜入次兵衛

殿江も、采女殿前より我等内存之通内談候而、思慮も候ハ、可承旨申

○12

御用帳写『押札二七月十八日』

鳴津圖書殿より岸良勘左衛門を以被為申候、今度御立前鳴津伊賀殿家被仰出筋目共有之候、左様成ニ付私家も少シ考申儀共有之候、當時 御兩殿様御留守之儀ニ候間不申上候、来ル八朔祝物之儀は延引可然候条御免可被成候、委細之儀は重而可申達由被為申候、取次前より勘左衛門江相尋候は、此儀如何様成御申分共不相知候、大抵何様成共承度候、御老中御尋之時分御取合可申候由申候、勘左衛門被申候ハ、委細之儀私も承不申候、乍然伊賀殿御名字之儀ニ付仰出有之候時分、河野六兵衛より被書出候ハ、貴久様御代ニ忠将ハ一瓢様御假名、尚久ハ伊作家御假名御付為被成由相見得候、其書付 中將様懸 御日候、左様成ニ付少考申儀共候、此段は重而得と御相談可有之との圖書殿御内存之由、勘左衛門被申

○13

取次

桂李（忠代）之助

延寶七年十一月廿二日、川上十郎左衛門を招候而致内談候ハ、如右當

八朔之御太刀御断申仕合候間、來正月御太刀進上座配御賦ニ品を被替

度由申出度との段々申候、左候而右之筋新納又左衛門殿江其方を以致

内談、何れも家老衆江可申出と存候由申達置候、同年十二月廿七日口

上書相調、河野六兵衛方江永山休兵衛を以為致内談候處、尤之儀ニ候、

八朔ニ致申分候節旨趣然<sup>(ト)</sup>不承達楚忽之存寄共申候き、此節段々承

尤ニ存候、内々此方家は三男家ニ而是氣之有ル家と存候故、鳴津

中務久輝役儀被仰付候節、我等と連判次第之儀御尋候節も、中務殿よ

り我等ハ奥ニ判致可然と申上、于今其筋ニ候、此節御申出之儀ニ付御

尋も候ハ、其段可申上由、六兵衛被申之由、休兵衛より承候、同廿八

日、川上十郎左衛門ニ而新納又左衛門殿江、今度私之儀ニ付口上書相

調、差出筈ニ而候、来月御當番ニ而候、常々御心安候条、口上書為御

内見遣申候間、御覽被成、思召寄候ハ、御直シ可給候、何卒願之筋ニ

相達候様ニ御取持頼存之由申入候、依之為返詞、口上書之通尤候、何

ぞ存寄も無御座、此儀無御口能可相達事ニ候、此節は無餘日候、重而

座配賦之時分願達候様ニ申儀為入念儀ニ候、扱此方家伊作家相續之

儀ハ古老之衆申傳候、野村大学<sup>(元)</sup>咄ニ被聞候、平田清右衛門咄を

も被傳聞候条、前ニ鳴津中務久茂と又左衛門殿江御記録方被仰付候刻、

此方之家伊作家相續之儀申傳候間、名字をも被替可然旨先圖書殿江申

候得共、何そ慥成儀無之由ニ而無御座候、此節之儀は伊賀殿を伊作家

跡ニと被仰付候、其時段々由緒入御耳、伊作別ニ御立不被成候得は、

此方家伊作家相續之御心持ニ而名をも御付候儀無別儀候、如何ニも可

相調之由別而惣ニ為被仰之旨、十郎左衛門被申候、右口上書之留左ニ

記之、

## 口上留

私家之儀伊作家相續之御心持ニ而彼家之名付來申候由申傳候得共、文書

等も無御座候、程久敷儀ニ候得は申出儀も如何ニ存、致延引罷居候、然

處當春伊作家御取立可被成旨被仰出候砌、私家元祖尚久伊作家之名御付

被成候由緒をも被達 貴聞、伊作家別ニ御立不被成候得は、私家ハ品も

相替申候間、其御見合ニ而年頭御太刀進上之座配被仰付被下度存候、此

節は無餘日候之間、重而座配御賦之時分願之通ニ被仰付候様ニ御申頼存

候、以上、

未十二月廿七日

鳴津圖書

## ○15

右口上書喜入次兵衛殿を以致披露候處、鳴津中務殿・鳴津帶刀殿・肝付

主殿殿被聞召、何れも江可申上候、左候而得と御相談可有之由為被仰通

喜入次兵衛殿より承候事、

同廿九日

## ○16

如右旧臘致披露候、就夫翌年正月二日、新納又左衛門殿より直ニ承候

ハ、年内此方家之儀ニ付申出儀共川上十郎左衛門ニ而相達候、其段喜

入次兵衛被致披露候口上書ニ家之品と有之候儀、我等は能為存事ニ而

輕調候、何れもは不案内ニ而重ク被思召、伊作家跡と申出候様ニ被為

思候ニ付、如何様共又左衛門殿挨拶不被仰候間、此方家伊作家相續之

御心持ニ而彼家之名をも付來候、其御見合を以急度座配被仰付可給旨

申出可然ど被仰候間、先比十郎左衛門ニ而右之儀申入候處、御惣ニ儀

共悉存候、被仰通御尤ニ存候、勿論伊作家之跡ニ急度被仰付候儀、

慥ニ系圖ニも見得候ハ、此節申分ニ及不申候、伊作家相續之御心持

一筋ニ座配被仰付度之願申事ニ候間、内存之通以書付次兵衛殿江遣、此旨を以御取合頼申候半と申候得は一段能候ハん、此節申出儀頂上之時節ニ候条、委細書付次兵衛殿江可遣之由被仰候、依之同月五日内見之覚書相調、川上十郎左衛門ニ而次兵衛殿江遣候、其留左記之、

○17

一私家伊作家相續之御心持ニ而、伊作家之假名御付ケ候ニ付而存合候、右兵庫殿忠朗ハ 中將様御差次之御舍弟ニ而候得共、

惟新様御隱居

御跡之御心持ニ而又八郎兵庫と假名御給、御ニ男家之内第一ニ御取持御座候、當兵庫殿も右由緒故 御前ニ而モ殿之字ヲ付ケ余之ニ男家ニハ為相替御取持ニ而御座候、然は三男家ニ而モ私家伊作家相續之御心持之御見合を以急度御太刀進上之座配被仰付候様有之度候事、

尚久より私迄數代ニ罷成候処、座配之御断至只今申上候儀如何ニ可被思召候得共、尚久代ニハ御連枝ニ而其時節并之家無御座候、紹益儀在所より日限不定致參上御祝儀申上候、家老役被仰付候而も同役中争有之家無御座候ニ付、右兩代ハ御太刀進上之次第御断可申上儀無之候、  
(忠信)河内之儀ハ 下總殿と家高下之沙汰為有之由候、下野代ニは最前彈正殿(忠信)と八朔之御太刀隔年ニ上手仕候得共、役儀被仰付候而以後、私家前代伊作家相續之御心持被仰付候證文無御座候、下野役儀と申、老太ニ而彈正殿年若ク候ヲ相手ニ仕儀如何ニ存謙退故、後ニは彈正殿を上手ニ取持申仕合ニ御座候、父圖書一代ハ何そ席無之其分ニ而罷過候得共、去年春私家之由緒達、御耳候ニ付、去年八朔より御断申上候、然は数代為押移儀申上ニ而モ無御座候、

一日新様御牌ニ 義久様御判形被遊被下候ヲ紹益鹿兒江居住仕候節極樂寺致建立安置仕、于今宮之城疊秀寺ニ建置候、右之通ニ御判形被遊被

下候も、伊作家相續之御心持ニ而御座候と存候、尚久ハ 日新様より早ク死去仕候ニ付、紹益代ニ右之通御座候事、

付候様ニと願申事候条、最前口上書之通宣御取持頼存候、以上、

申正月五日

島津圖書

○18

右口上書之通鳴津中務殿・鳴津帶刀殿・新納又左衛門殿・町田勘解由殿・肝付主殿殿江申上候処、得と可被成御相談通御返事候由、喜入次兵衛殿被申候事、

同七日

○19

如右及披露候得共、可有御相談由ニ而于今不相済候、依之貞享二年乙丑之秋、野田勘兵衛を招候而申談候は、先年御太刀進上座配之儀ニ付願申出候得共、未埒明候、何れ急ニは事済間敷候、後年座配之御賦相替候節、如願出置候被仰付候様ニと度每ニ申出候ハ、いつそのほどに可相達哉との段々申候、就夫被申候は、此願儀河野六兵衛ニ得と申達、彼人ニ而新納又左衛門殿江委曲内意能申候ハ、御相談ニ立乘可申と被申ニ付、永山休兵衛頓而可被罷下候、彼人事、未ノ年差出候口上書之趣為内談六兵衛ニ遣候時、其使をも被致候間、下り以後六兵衛を招相談可仕候条、其節勘兵衛も可被參之由申達置候間、其通ニ可仕と存候得共、六兵衛事、我等願ニ付只今年頭之御太刀進上致延引居候と去々年甲州江被申候筋も有之候、然は前廉申談候旨趣被致失念候哉、如斯相違ニ而候間、直談ニ而モ六兵衛挨拶ニ付、此方より何角と申仕

合ニ而は如何ニ候条、勘兵衛より右願之儀六兵衛ニ被致咲候而、口裏を  
も被聞候様ニと兼而頼置候、依之同年霜月十七日之晚、私宅江入来ニ而  
被申候は、六兵衛を勘兵衛所江招寄、右咄申候處、尤之儀ニ而候得共、  
我等當役ニ而此願如存ニ候、其様子ハ、御太刀進上座配之儀野州以来  
此方家より賦置候處、ケ様ニ願申出、其通被仰付候ハ、只今之三家繰  
廻シ、一家分座欠於無之は難被成候間、何れも家老中御あまし可被成  
候間、先此節ハ延引可然と存候、重而勘兵衛事、御記録所江參候ハ、  
系圖を為見相談可仕候、其内此方江之返事ハ延引可仕と六兵衛より被  
申候由勘兵衛被申候、就夫我等より則答申候ハ、左様ニ社可有之候得  
共、願之通ニ被仰付候ハ、如先例丹波殿と隔年ニ可被仰付様ニ存候、  
口上書ニも丹波殿家と同前ニ可被仰付と存候故、彼家三男家ニ而侯は  
御取持之家と段々書出申候、差付何角と申出候得は、家之争之様ニ  
右之通ニ書出候、彼家と隔年ニ被仰付候ハ、只今丹波殿座と  
兵庫殿向と隔年ニ被仰付候得は、座之明候事も無之由申候間、如何ニ  
も尤之由ニ而、只今社我等内存之通承候得と被申候、就夫延宝七年年  
頭御太刀進上座配之儀中出候覺と有之候と西正月廿八日長谷場伊角江  
遺候迄之委細之書付を一冊ニ致置候間、是ヲ勘兵衛ニ可遣候条、委敷  
見被申、六兵衛ニ致内談、重而様子可被申聞旨相達置候付、同十二月  
廿五日入來ニ而、御書付之表六兵衛ニ為見委曲申達候、因茲六兵衛よ  
り存寄候覺并御記録所日帳之写被差上之由ニ而持參候、其正文ニ有之、  
右六兵衛ニ為見候一冊ハ別冊ニ仕、表紙相掛召置候也、

○20

覚

一圖書殿御座配之儀ニ付御断申被成候御書付致拝見候、先年伊賀殿御家

(久曾)

被相究候刻、拙者申上候趣ニ付、專被仰上候儀と奉存候故、其時之日  
帳之写、為御見合致進上之候事、

一日新様相州家・伊作家兩家御合被成、貴久様御代御舍弟御兩人ニ兩  
家之家名ハつけ御申被成候得共、相州家・伊作家と究而被仰渡候とハ  
相見得不申候、御座配も御二男御三男之次第二而御座候半と奉存候事、  
一玄蕃殿御家より友久様御一流と御申被成候得共、其御取持ニ而は無御  
座候儀、御存之前ニ而候事、

一只今之御座配、故圖書殿被成置候得共、如何様御賢慮之上ニ而右之  
通ニ御究被成候半と奉存候事、

一年多御三家ニ而輪番ニ御勤被成候儀ニ而御座候處、別座ニ御入被成候  
ハ、御両家より御断被仰上候而六ヶ敷御座候半歟と奉存候事、

右之通御座候得は、圖書殿少々御不足ニ被思召候共被遊御堪忍、御  
断御止被成候事ニ而は有御座間敷哉と乍憚奉存候、委曲ハ口達ニ申  
候、於御同意ハ可然様御申可被成候、以上、

(貞季正)  
丑十二月廿三日

野田勘兵衛殿

河野六兵衛

○21

延宝七年三月朔日日帳之写

諏訪采女殿より御用之由候間罷出候、采女殿被仰上候は、(久曾)  
(御付久曾)主殿殿より被  
仰渡候、此中被聞召候伊作殿御家之儀、御相役中可被聞召之候間、罷出  
相待可申由ニ而、何そ書物扱入儀候ハ、取合持參候而可奉待之由ニ候  
間、御系圖を一紙ニ写、平田清右衛門死去以前大田小平次江被渡置候書  
物壹通相添罷出奉待候處、采女殿を以御評定所江可罷出之旨承候間、則  
罷出候、采女殿六兵衛罷出候由被為申候、則被召出候而御座ニ罷出候、

内記殿・市正殿・帯刀殿・主殿殿・藏人殿御列座<sup>(久遠)</sup>二而御座候、新八殿は

<sup>(久遠)</sup>・<sup>(久元)</sup>

<sup>(種子島久遠)</sup>

<sup>(久遠)</sup>

半過申上候時分着座被成候、主殿殿内記殿江被仰候は、此中被仰出候權七殿伊作家相續之儀付、六兵衛存寄之趣御座候間、可被聞召之由被仰候而委細可申上之由、拙者江も被仰聞候間、拙者申上候ハ、伊作殿御家之儀、平田清右衛門死去以前ニ遺言之様書物仕候而、大田小平次二渡置候、小平次死後ニ親類中より御記録藏江相納候間、私受取置申候、ケ様之儀を被遊御聞傳被仰出候哉と乍憚奉存候、清右衛門申置候と拙者了簡違申候、清右衛門功者之儀候處、私見立違申候儀申上候も如何ニ御座候得共、重キ御家之儀御座候ハ、各様御相談被遊候御考ニも可罷成候間、委細可申上候、先清右衛門申置候通可被聞召候之由申候而、清右衛門書物讀申候、

(21-1)

清右衛門覺書之写

[三ヶ条目]

伊作氏ハ第四世之太守 下野守忠宗公之令弟、其上昵近<sup>二</sup>而、他之御一門ニ相替申候、十世之孫 日新公御幼稚之時、相模守<sup>(遠久)</sup>忠幸之御猶子ニ御定之後、彼御家之後嗣無之候、賢哲之御太守數世今分ニ而被召置候、定而其故可有之候、然共委曲御存知之方も無之歟と見得申候、不審奉存候条乍推參奉得御意候事、

右之通ニ清右衛門ハ伊作家断絶と見申候、拙者奉存候は、伊作家・相州家兩家を 日新様御兼被成候而、當 太守様迄御相續被遊來候得は、伊作家斷絶とハ難申奉存候、其子細ハ御系圖引合不被聞召候而是、伊御念<sup>(倉方)</sup>点參兼候筈ニ而御座候由申、一枚御系圖之写差出候、何れも近く御

寄被成被聞召候間、御系圖引合申上候は、先伊作家之御元祖下野守久長と申者、三代之太守 久經公御二男、四代 忠宗公御舍弟<sup>二</sup>而御座候、久經公御愛子<sup>二</sup>而御座候付、御重物をも伊作殿江相傳被成候物多御座候、清右衛門書出ニ相見得候様ニ御代々御昵近<sup>二</sup>而、鎌倉執權京都將軍之御證文過分ニ御座候而、他之御一門ニ勝れ為申御家ニ而御座候、七代犬安丸殿早世<sup>二</sup>而、既ニ及断絶候處、九代之太守 忠國公御三男十代 立久公之御差次之御舍弟河内守久逸江、犬安殿御妹ニ御取合、伊作家八代御相續被成候、河内守殿御子又四郎善久と申者、則 日新様御実父ニ而御座候、日新様御三歳之時、又四郎殿廿七歳<sup>二</sup>而御早世<sup>二</sup>而御座候、其後様子御座候而、日新様御懷梅窓様相模入道一瓢様江御取合被成候刻、相州家を伊作家江相加、両家をツツニ合、日新様を御養嗣ニ可被成と堅キ御約速<sup>(東)</sup>ニ而御座候由旧記ニ相見得候、清右衛門編集之御記録所ニも、其旨慥ニ記置候、左候得は、伊作家別ニ御跡可被仰付儀ニ而無御座様ニ奉存候、殊ニ 日新様御事一瓢様ニハ御養嗣迄ニ而被成御座候時分、相州家ハ續不申候得共、伊作家ハ血脉御續被成候、然共一瓢様御親父友久様ハ 立久様御舍兄ニ而御座候得は、御家高ク見分好御座候故、御系圖ニハ 一瓢様より 日新様江つり申候、乍然一瓢様御家ハ僅二代之御家ニ而、何之御證文も無御座候、伊作家之儀ハ先ニ申上候様ニ過分之御證文御座候、 貴久様守護職ニ御居り候時、脇ニも無余儀御一門多御座候得共、相州家・伊作家兩家を御兼帶ニ而御座候故、諸家ニすべく御高家ニ而御座候と、御一門中之御僕儀ニ而御座候由傳承候、左候而 貴久様は守護御代々之御名御付被成候、御舍弟忠将之御筋ハ相州家之御家名右馬頭・相模守<sup>二</sup>とつけ御申被成候、御舍弟尚久之御筋ハ伊作家之御家名又五郎・下野守・河内守<sup>二</sup>とつけ御申被成候事、御相續之上ニ而御座候半と奉存

候、清右衛門書置申候も、賢哲之御太守數世今分而被召置候、定

而其故可有之候と疑を立申置候、拙者ハ右申上候趣其故御座候と奉存候、

日新様ニ而御家ヲ御合被成 貴久様御代より又三家ニ御分之儀、面白被成様ニ而御座候、深キ御賢慮之上ニ而右之通ニ御定被成候哉と乍憚奉等候、

且又伊作家之御文書過分ニ御文書方ニ御座候、又綱切丸と申御腰之物も于今御南戸ニ御座候、ケ様成物をも伊作家御立被成候ハ、可被進之哉、

假令不被進候而も、他之御重宝を御藏江被召置候様ニ後代ニハ可奉存候、題目御系圖をいか様ニ御つり可被成候哉、日新様御舍弟ニも御子ニも

御つり被成候儀、可難被成様ニ奉存候、殊ニ先年松平美作様其外御加儀

之衆、御系圖御一覽之刻も、伊作家ハ太守様御兼帶ニ而御座候由申上

候、旁以伊作家御取立之儀、乍憚拙者了簡ニハ及不申候由申上候、此外

御差合之儀共委細申上候、何も被聞召、拙者了簡尤ニ被思召候、相州

家・伊作家御兼帶被成候得は社、御家厚ク御座候處、伊作家別ニ御取立被成候ハ、御家薄ク罷成候様ニ御座候、此趣可被達 上聞候と一同ニ被

仰候、其後主殿殿より被仰候は、右申上候通書付候而差上候ハ、其趣可被達 貴聞之由ニ而候、拙者申上候は、御前ニ被差出候物を私書付

差上可申儀遠慮多奉存候由申上候、又被仰候ハ、下書仕差出候ハ、御吟味之上ニ而御直シ被成可被入 御耳ニ候間、先書付可差出由ニ而、新八

殿被仰候は、口上ニ而委細ハ可被仰上候間、如何ニもかるく頭書之様ニ書付可差上之由ニ而候、畏奉存候由申上、退出仕候處ニ、喜入次兵衛殿

此御取次被成被達 上聞候御座候間、委細被聞度由ニ而候条、御右筆座ニ而委細咄仕候、

一日之六兵衛殿考書有之略、

## ○22

以手紙令啓達候、先日御太刀進上座配之儀ニ付、先年申出候書付為持申候處ニ、河野六兵衛ニ被相達、御記録所日帳之写・六兵衛存寄之書付御持參、鎌田ニ左衛門江被達置得其意候、先以早々被相達過分ニ存候、六兵衛存寄之書付見届候、入念委曲書付被差越、忝存由六兵衛方江一禮御申達可給候、右書付之趣、我等了簡とハ筋目相替、別而難致落着候、年内無餘日候、殊病中ニ而候間、致延引、重而之事ニ可致候条、其内面上ニ而可及相談候、以上、

十二月廿五日

野田勘兵衛殿

圖書

## ○23

被成下御手紙謹而拜見仕候、河野六兵衛方江相談仕候儀、彼方隙無御座由ニ而、御返事被申上候儀延引ニ罷成、昨日書付渡被申候間持參仕候、就夫思召ニ筋目相替為申之由被仰下候、左様可被思召と奉察候、思召之趣は委申達候、右之書付ハ頭書計ニ而、口達ニ存寄被申上儀共御座候、其段は何時成共御氣分次第被召寄候は、伺公仕委細可申上候、六兵衛方江御一礼先申達候様ニと被仰下候、奉得其意候、此旨宜御取成候、以上、

極月廿五日

野田勘兵衛

「本ノマ、」

圖書様

御与力衆中

## ○24

此旨ニ前条一日新様御三歳之時御父伊作又四郎殿早世と書出候未三月

野田勘兵衛方江佐大夫を以申入候口上

昨日以手紙申入候通、御太刀進上座配之儀相談之趣、河野六兵衛方江被相達、彼方より覺書之趣致披見、皆共二難致落着候、依之右願止申儀不能成、尤先年右願之段ハ評定所江申遣置候得共、何故願止可申哉と存候、此節六兵衛覺書定而彼方江被記置候半、六兵衛書付見届候得共、不致落着候間、乍此上了簡之筋も有之候条、右之趣六兵衛被承置候様ニ被相達可給候、以上、

丑十二月廿六日

覺留

御太刀進上座配之儀、願出候付、「都而前条ニ有故略」

○25

河野六兵衛存寄之条々并此方返答書

圖書殿御座配之儀ニ付「下略」

右返答

先年伊賀殿家被相究候節被申上候時之日帳之写被遺見届候、  
一日新様相州家・伊作家兩家御合被成「下略」

右返答

右之通、相州家・伊作家と極而不被仰渡段如何ニも其心得ニ而候、

尤究而被仰渡候ハ、至只今申分無之筈ニ候、私家之由緒達實聞、  
伊作家別ニ御立不被成候得は、私家ハ品も相替候間、其御見合ニ  
而年頭御太刀進上之座配被仰付度との願申候、

一玄蕃殿御家より友久御一流と御申被成候得共「下略」

右返答

右之儀は 龍伯様御代御系圖御再撰之砌、右馬頭入道宗恕御申候

は、我等家事、友久御筋目より續キ系圖有之候處、此節友久を正

統之筋ニ御續候時ハ、我等家之續如何様ニ可仕哉と御申候得は、忠將より御つり候而も、何れ脇之物領は不相替之由被仰出、落着之由候、然時は系圖つり様之事ニ而、家之御取持之儀ニ而は無之候条、我等申分とハ各別ニ候、

一只今之御座配、故圖書殿被成置候得は「下略」

右返答

只今之座配亡父賦置候通を致違背ニ而ハ無之候、其故は川上

因州・平田清右衛門抔伊作家断絶之由被申、殊因州よりハ委細之

書状亡父江被遣置候、古老之衆も伊作家跡之儀ニ付而是為有吟味と見得候、然處伊賀殿家御究之節、我等家之由緒達 貴聞、伊作家別ニ御立不被成候ニ付、伊作家相續之御心持之御見合を以、急度御太刀進上座配被仰付度と願申候、然時ハ、亡父代ニハ伊作家之跡、如只今氣之附キ申筈ニ而ハ無御座候、

一年多御三家ニ而輪番ニ御勤被成儀ニ而「下略」

右之通ニ御座候得は「下略」

十二月廿三日

河野六兵衛

右返答

野田勘兵衛殿

右返答

我等家之由緒被聞召達相應之座江被仰付候ハ、両家より申分有之間敷と存候、依之重而座配御賦之時分、願之通ニ被仰付候様申出置候間、此段致堪忍御断相止候事、絶而不罷成候、以上、

丑十二月廿七日

圖書

○26

河野六兵衛殿

右は、御太刀進上座配之儀申出置候書付等、野田勘兵衛を以て河野六兵

衛ニ為見候付、如此存寄之段之書記被遣候得共、皆共ニ我等了簡とハ別而相替、難致落着候、依之其節六兵衛方江返答書を以相達等ニ而調置候得共、年内無餘日、其後何角と押移候、然處六兵衛被相果候間(貞享四年)、不達得候、就夫右ニ調置候返答書、此節差出候条、各可被見届置候、以上、

(貞享五年九月)  
五月廿一日

鳴津圖書

伊地知助右衛門殿

田中五右衛門殿

○ 27

御見舞申候得共御他出之故書付置申候、

一先日之御書付、早速御文書方江申達候、其時分虫子仕候由被申候、もはや相済可申と存、御返事承ニ今日罷出候、被申候ハ、最前御出し被成候御書付、書留可有御座存、日帳見合候得共無御座候、此御方江留可有御座候、御写被下度候、左候ハ、見合申候而可申上候由被申候、御写候而私所迄御持せ被下候ハ、両人江相渡可申候、

一御返答被申上候留ハ、日帳ニも委御座候由被申候、左様御心得可被成候、以上、

(貞享五年九月)  
六月二日

野田勘兵衛

深水与三兵衛様

如右、勘兵衛より与惣兵衛迄以手紙被申候間、委曲書付置候一冊写

候而、御記録所江差出可給由三而、勘兵衛江遣候、其留左ニ記之、

○ 28

延宝七年之冬、年頭御太刀進上座配之儀御断申出候覚

(28—1)

當春伊作家鳴津伊賀殿江可被仰付旨被仰出候処、家老衆相談ニ而、河野六兵衛江被仰渡、考被申出候筋、我等家伊作家別ニ御立不被成候得は、我等家代々付來候由緒共入、御耳ニ、伊作家別ニ御立不被成候得は、我等家ハ御取持も可替様ニ被存候、依之家之儀太抵口上書相調候、左ニ記之、

私家之儀伊作家相續之御心持有之と書出候末十一月廿七日書付、

前ニ有故略之、

(28—2)

〔十二月廿七日〕

一右口上書河野六兵衛方江永山休兵衛を以遣、口上ニ而我等家之儀ニ付申出儀共候、新納又左衛門殿來月之當番ニ而候、常々心安候間、内意を可申と存候間、内々可被見置候、尤御二男家之衆と何角と争申儀ニ而も無之候、三男家ニ而は一之御取持ニと願申事ニ候、其上兵庫殿御家御取持之段々迄申達、右御家之例同前ニと存候、乍然我か事ハ能様ニ存物ニ而候、如何可有之哉との趣委敷相達候、六兵衛為返詞、尤之儀ニ候、八朔ニ我等致申分候節、旨趣然と不承達(粗)忽之存寄共申候き「未略」

(十二月廿八日)

此末返詞之趣前之延宝七年十一月廿二日川上拾郎左衛門を招候と

書出候書付之内、同年十二月廿七日口上書相調、河野六兵衛方江

永山休兵衛を以為致内見候處と有ニ相違なし、故略之、

(28—3)

〔十二月廿八日〕

一右口上書、川上十郎左衛門を以新納又左衛門殿江為内意遣候「未略」

右同書付之内、同廿八日、川上十郎左衛門ニ而新納又左衛門殿江、

今度私家之儀付口上書相調、差出筈候と有返答之趣相違なし  
し、故略之、

(28—4)

一申正月五日、喜入次兵衛殿宛書之御内見覺書略之、前ニ有、  
(28—5)

〔申十二月六日〕

一去年十二月、當正月、家之儀付喜入次兵衛殿を頼申出候、依之此節  
我等了簡之筋、又は申傳候事共書付候、新納又左衛門殿江御申可給旨、  
次兵衛殿江可被相達由、川上十郎〔久文〕左衛門江手紙相添遣候、右書付は脇  
之差合ニ成儀も候半間、次兵衛殿被為見候儀ハ御無用ニ候、内々御  
方江我等より致咄候儀共ハ此通ニ候など、宜儀は咄置可給由ニ而遣候、  
覺書左ニ記之、

圖之世ハ如御筋目、龍伯様 惟新様 又市様 中納言様 中將様と  
御つり為被成由候、惟新様御事、御思慮深ク御律儀ニ而御跡急度御  
立不被成、中將様御差次之御舍弟〔故カ〕古兵庫殿忠朗御幼少之刻、惟新  
様より又八郎殿と御假名御給候、其後 惟新様御隠居之跡加治木一所  
を被進、兵庫殿と御改名候、右之御名何れも 惟新様御假名御給候、  
就夫御次男家ニ而ハ第一ニ御取持、當兵庫殿も其由緒ニ而御前ニ而も殿  
之字を付、餘之御次男家ニハ為替御取持ニ而候、右例も御座候間、此  
方家伊作家相續之御心持之御見合を以、二ニ男家ニ而は第一之御取持之  
御心得ニ而御太刀進上之座配急度被仰付被下度と願申候、

〔久延〕

下野代ニハ、最前ハ嶋津彈正殿と八朔之御太刀進上隔年ニ上手仕候得

共、下野致謙退、後ニ彈正殿を上手ニ取持申候儀段々當春之口上書之  
通ニ候、此儀致了簡候得は、嶋津彈正久慶・嶋津豊前久嘉儀御身近く

候間、川上家より上手被仰下候旨、上野久貞江從 中納言様仁礼藏人  
を以被仰渡、被應其意之由、上野久運御太刀進上次第之儀付申分口

上、評定所江有之御太刀進上之賦帳ニ相見得候、ケ様ニ彈正殿儀ハ上  
よりも御取持被成候得は、其時節下野致謙退、彈正殿を取持不由候而

不叶仕合ニ御座候半、彈正儀親父〔久延〕下總殿ニ相替御取持候儀、中將様

御姉聰ニ被仰付候故かと存候、其様子は、彈正殿祖父三郎次郎殿忠隣

は薩州義虎ニ男ニ而御懷ハ 龍伯様御姫様〔御半〕ニ而候處ニ、歲久聰養子ニ被

為成候、御懷方ニ付御取持候ハ、三郎次郎殿下總殿ニ相替儀ハ有之  
間敷を却而遠く罷成候、彈正殿を右筋ニ御取持候筈ニ而も無之候、

左候得ハ、下總殿代迄ハ川上家ニ双候歎下ニ而も可有之歟と兩様ニ被  
存候、然ハ彈正殿一世之儀は様子有之、系圖ヲ被削、歲久一流ハ無別

儀候、彈正殿親父下總殿為跡、三郎右衛門殿被仰付候得は、彈正殿代  
之通ニ候得は、竜伯様より 中將様御系圖御つり候得は、國分様

相續候、此段元和八年從 中納言様下野被下候御書ニも相見得候、右  
世ニ御入被成候、左候得は、御女性世ニ御入被成候例無之ニ付、御系  
之通ニ候得は、竜伯様より 中將様江御系圖御つり候得は、國分様

相續候、此段元和八年從 中納言様下野被下候御書ニも相見得候、右  
世ニ御入被成候、左候得は、御女性世ニ御入被成候例無之ニ付、御系

之御取持ハ削、下總殿時之御取持之筈ニ候、

一御家御相續之通、竜伯様より 中将様江御系圖御つり被成、惟新

様御跡急度御立被成候ハ、歲久一流ハ無紛御三男家ニ而候得共、御

系圖如御筋目御つり、且又 惟新様御事被遊守護代候故、守護之朱星

有之候間、歲久ハ御二男ニ相見得候、雖然 中将様は 龍伯様御一筋

を御相談(後カ)被成、古兵庫殿ハ 惟新様御隱居跡被進、御二男家ニ而は

別而御取持ニ而候、然は歲久一流も御三男家ニ而は御取持之家ニ而候、

私家代々童名菊之字を付來候も、日新様御童名菊三郎様と申上候

右菊之字ニ而候通申傳候、

一紹益儀、家老役不被仰付内在所ニ而致越年、年頭之御祝儀、先使を以

申上、日限不定致參上御祝儀申上候、其刻は使之者 御目見被仰付候

阿多孫兵衛と申者使ニ差上候節、右孫兵衛ハ前ニ桑波田名字ニ而候処、

就軍名母方之名字阿多ニ召成置候、就夫此方家ニ從 公義御付被成候

者之内阿多名字之者無御座由 御意ニ而、右之者其節は 御目見不被

仰付由申傳候、家老役被仰付候而も同役中并之家無御座、御太刀進上

次第之儀ニ付御断申上筈ニ而無御座候、已上、

申十二月六日

川上十郎左衛門殿

(28—6)

「十二月廿五日」

一右之通書付川上拾郎左衛門殿江遣候得共、病氣差發、次兵衛殿江相達

儀難成由ニ付取返之、永山休兵衛を以次兵衛殿江相達候、右書付ハ差

合ニ成儀も有之候半間、破方江遣儀ニ而は無之候、一見候而書物ハ可被取返旨、休兵衛ニ相達候、

一喜入次兵衛殿より直ニ承候ハ、我等太刀進上座配之儀、新納又左衛門

殿江申達候處、此節ハ最早間も無之候、其上重キ儀ニ候条、重而得と

御相談可被成候、此方よりも致思慮可申出由候得共、此上何ぞ相替儀

無之候、来年正月又五郎家の太刀五番座之御向ニ致進上儀ニ候、殊年

首之事ニ候間、御太刀進上為仕可申候間、太守様御在國中ニ御究可

被下候、於入 御耳事は宜様ニ御取持頼存候、来年江戸御供仕候条、

急ニ申入事ニ候、尤右之申分御帳ニも留置可給由申候得は、心得申之

由候事、

(28—7)

「西月朔日」

一永山休兵衛を以長谷場伊角江遣候覺書、左ニ記之、

覚

我等家之儀、伊作家相續之御心持ニ被仰付候由緒、先年被入 御耳

置候、依之御太刀進上座配之儀ニ付願申趣、去年正月新納又左衛門

殿當番之刻、喜入次兵衛殿を頼、口上書を以委細申出候処、可有御

相談由ニ而御返事無之ニ付、旧冬も右願之筋御相談候而御充可給旨、

又左衛門殿江次兵衛殿を頼申入候得は、重キ儀候間、重而御相談可

被成候、其内私よりも致思慮可申出由承候得共、最前より申出筋ニ

相替儀無御座候間、太守様御在國中ニ何卒御充被入 御耳儀ニ候

ハ、宜御取持被下候様ニと申入置候、此節之御參勤急ニ被仰出御取

込之砌、ケ様成儀を被入 御耳儀も遠慮ニ候間、先被聞召置、来年

御帰國之刻御取持被入 御耳被下候様ニ、又左衛門殿江御申頼存候

由喜入次兵衛殿江被相達可給候、已上、

西正月廿八日

長谷場伊角殿

(28—8)

貞享二年乙丑七月廿六日、野田勘兵衛を招申談候は、先年御太刀進上座配之儀付願申出候得共、可有御相談由ニ而未相済候、何れ急ニ埒明事ニ而も有之間敷候、後年座配之御賦相替候節、先年如願出置候被仰付候様ニと度毎ニ申出候ハ、いつその程ニ可相達候、其通ニ可仕哉と申、右之延宝七之冬、年頭御太刀進上座配之儀御断申出候時より、酉正月廿八日、長谷場伊角江遣候覺書迄之一筋、委細留置候帳老冊為見申候、依之被申候ハ、此願之儀河野通古六兵衛ニ得と申達、彼人ニ而新納又左衛門殿江委細内意能申候ハ、御相談ニ立乗可申と被申候付、

(28—10)

一野田勘兵衛入來候而、此中遣候老冊河野六兵衛ニ為見、委細申達候、依之六兵衛より御記録所日帳之写老冊并存寄之覺書老通、昨日被相渡候付持參之由候事、

(28—9)

永山休兵衛頓而可被罷下候、彼人事、前々六兵衛と間々使をも被致候間、彼人下り已後六兵衛を招相談可仕候条、其節勘兵衛も可被參候由申達置候間、其通ニ可仕と存候得共、六兵衛事、我等願ニ付、只今年頭之御太刀進上致延引居候と去々年甲州江被申候筋も有之候、然は前廉申談候旨趣被致失念候哉、相違ニ而候間、直談ニ而は六兵衛挨拶ニ付、此方より何角と申仕合ニ而是如何ニ候条、勘兵衛より右願之儀咄被致、六兵衛口裏をも被聞候様ニと兼而頼置候、依之丑霜月十七日之晚、私宅江入來ニ而被申候ハ、六兵衛を勘兵衛所江招寄、右咄申候処、六兵衛より尤之儀ニ而候得共、我等當役ニ而此願如何ニ候、其様子ハ、御太刀進上座配之儀野州以来此方家より賦置候處、願申出、其通ニ被仰付候ハ、只今之三家繰廻シ、一家分之座欠於無之は難被成候而、何れも家老中御あまし可被成候間、先此節ハ延引可然と存候、重而勘兵衛事、御記録所江被參候ハ、系圖を見せ直談ニ可仕候、其内此方江之返

事ハ延引可然と被申上候由勘兵衛被申候、就夫我等申候ハ、六兵衛了簡之筋別而難致落着候、六兵衛如被申一家座欠苦ニ而無之、分ケ内存之通勘兵衛ニ致咄候處、尤之由被申候付、當秋被見候延宝七年之冬より西正月廿八日迄之委細書付之留帳老冊得と見候而、六兵衛ニ被致内談、重而様子可被申上由ニ而勘兵衛方江為持遣候事、

(29—1)

右之通河野六兵衛存寄之條々、別而難致落着ニ付、返答書相認置候得共、何角と押移候、然處六兵衛被相果候、依之調置候返答書各可被見届置由ニ而、先日野田勘兵衛を以遣候得は、我等より六兵衛方江遣為見候書付、御記録所日帳ニ書留無之候間、此方之留書写遣候ハ、見合之上各可有返詞由令承達、帳末ニ勘兵衛ニ而六兵衛ニ相達候始終之儀迄書加、此節差出申候、已上、

(貞享五年)

辰

七月五日

(葛津久竹)

圖書

伊地知助右衛門殿

承美

田中五右衛門殿

通明

○29

延宝五年辰七月五日、於御城伊地知助右衛門江先年六兵衛被見候右之書付各見度との旨承候間、書調今日勘兵衛を以差出候由、其外色々致直談、翌日田中五右衛門江も我等内存之筋委細申達候、其段々別冊

二載置候、左候而彼衆より同年九月四日之日付ニ而返答書勘兵衛充書ニ而遣被申候由ニ而、同月五日ニ勘兵衛持參候、其正文左ニ有之、

#### 口上之覺

圖書殿御家之儀ニ付、御書付壱冊御頼之由ニ而御持參、披見仕委曲承置候、被仰上候而拙者共江御尋之儀御座候ハ、相當ニ御挨拶可申上候、只今如何様と究而御返答申上候儀難仕候、被遣候御書付共慥ニ受取置候、此旨宜様可被仰上候、以上、

辰九月四日

伊地知助右衛門

野田勘兵衛殿

田中五右衛門

#### 二 宮之城島津家と伊作家名跡繼承・年頭座配・記録奉行

以下、史料「伊作家事件」の要旨と興味深い点について述べたい。

1は、延宝元年（一六七三）と推定される、藩家老から取次本多六左衛門を通じて垂水島津家当主の久治宛ての通知。以前より垂水家からは正月の太刀進上の時分は加治木島津家当主の久朗（兵庫。異母兄光久と同じ元和二年、藩主家久と鎌田政重女の間に生まれる。家久実父の義弘のことになつており、当年は忠朗の子久薰が父に代わり太刀進上の儀は行うことなどが伝えられた。続く2は二月十三日付で藩宿老から垂水家に対して、加治木家は御家（本宗家）にとり「御身近脇惣領」であり、たとえ久朗から久薰へ家督が相続されても、加治木家が垂水家より下位となることはないことが伝えられた。この点については、既に加治木家より上座を主張する垂水家に対し、寛文七年（一六六七）から翌年にかけての藩家

老島津久通（宮之城家）の意見書（以後久通意見書）と共に通する「脇の惣領」を問題にしている点が注目される。久通は、加治木家が当代の脇の惣領であり、垂水家は上代の脇の惣領という認識に立ち加治木家を上座とした（註3参照）。但し垂水家側はその際にも「乍然向後又八郎殿次ニ相極候儀ハ難成存候間、尋常御目見など之砌致辞儀、互ニ首尾能様ニ格護可申候事」と全面的に加治木家の下位に甘んじることのない態度を示しており、1・2はこれが寛文以後の延宝期においても引き続き問題とされたことを示す。垂水家は元文二年二月段階でも加治木家の上位にあることを弁じて<sup>10</sup>いる。

3・4は万治二年（一六五九）正月十三日付の、日置島津家久豫（大膳。

家久の厚い信任を得た藩家老久慶の甥で養子として喜入家より入るが後に日置家を辞す。後に種子島配流、養父久慶と共に日置家の系図から削除される）口上書である。日置家は將軍御成に際して、島津久慶が垂水

家の久信（島津義久の二女を母とし義久存命中には家久と島津家本宗の立場をめぐり緊張関係にあつた）前の太刀進上・拝領物受領を先例<sup>11</sup>として、垂水家より上座を主張していることが確認できる（註3⑤参照）。

日置家（久豫）側の主張は、義弘が守護職に就いたとの認識から日置家が「脇の惣領」である、との自負によるものであつた。しかしこの点について久通意見書では明確に、義弘はあくまで守護代であり、義久の家督を相続したのは三女（亀寿）・婿養子家久、そして亀寿養子となつた光久であるとする（故に久通意見書では、日置家が垂水家の上座にあるべきではないとしている）。4には「押札」として、久豫に対する島津久通の覚書（覚書末にみえる家老鎌田正勝は寛文六年死去。従つてこの覚書は万治一一寛文六年間のもの）と、貞享五年（元禄元、一六八八）三

月二十六日付島津久竹（久胤、久通の子。寛文十二年九月家老職就任、同年冬には「記録官總官」となる<sup>(12)</sup>）の追考が記されている。例えば久通は義弘の守護職について「黄門様（家久）は、義久婚養子と成り御家を相続と伝え、義弘は守護代と申す人もいる」と指摘し、久竹の追考ではその考えが妥当であることを、徳川家康の神文や「御系図」、上井伊勢守日帳を例に挙げて指摘している。垂水家・日置家の年頭太刀進上に關わり問題とされた座配の問題、即ちその前後（家格の上下）がそれぞれの家の由緒來歴の主張やその時々の政治的地位などにより未確定もしくは確定されていないと支流諸家には受け取られていたことを如実に示している。また特に日置家側と宮之城家（久通→久竹）側における、義弘の守護職相続をめぐる認識の差異なども明らかである。

次の史料5は、延宝七年四月十八日の藩主光久の參勤に先立ち、隨行者の一人島津権七（光久男久寛、後に久當。久元に再嫁した義弘女（御下）所生の久近が寛永十三年に早世し、跡を嗣いだ光久男の久岑が寛文八年に死去したため相続。久岑は御下の遺領を明暦二年（一六五六）に相続、佐志（司）を領し家号とする<sup>(13)</sup>）について、「女御跡」であるのは支障があるとして、久當を伊作家跡として問題はないかとの光久の詰問であり、6から10はその後の顛末を記す。詰問をうけ肝付久兼ら藩家老は協議、特に記録奉行河野通古へ下問した（この間の状況を示す三月一日付記録所日帳が21、河野が引用した記録奉行先役の平田純正覚書が22）。河野は三月一日付で考えをまとめ上申した（8の「河野通古覚書」及び権七系図・島津氏略系図）。その要点は、

①日新（忠良）の父伊作島津家の善久早世後、相州家の一瓢（運久）は善久の妻（梅窓）に日新を「両家の棟梁ニ御取立」る約束をして娶り、

「相州家を伊作家江相加」兩家を一家に合わせた。日新は運久養子だが血筋は伊作家であり、伊作家断絶とはいえない。

②相州家は十代立久舍兄の友久に始まるが僅か二代で「何之證文も無御座」、対して伊作家は数代にわたり多くの將軍家の文書や重宝綱切丸を伝来してきた（それらは御文書方や御納戸にある）。

③貴久が一門の推戴をうけて守護職に就き「守護代々之御名」を称し、二男忠将（垂水家・佐土原家祖）は「相州家之家名」、三男尚久（宮之城家祖）は「伊作家之家名」を付けた。これは相談の上のことではないかと思われる。

④もし（宮之城家庶流権七に）伊作家跡を相続させれば、系図の継続はどうにすればよいか。

というものであった。三月三日付肝付久兼伺書（6）では、河野の意見として、伊作家を別に立てるのであれば「右躰之御文書・御重物等も筋目違申儀ニ罷成」のではないかと指摘する。これらを上覧の結果、権七家は宮之城家の久元から久近、久岑と「系圖之表續來」、女性の跡ともいえないとして、結局権七（久當）に伊作家名跡を嗣がせる件は延引され、三月五日には早世した久四郎（家久弟忠清）跡を嗣ぐように指示され（7）、同八日付で義弘子弟の次第が光久に呈上され（9）十日付で決定された（10）。そして翌十一日付で久當家の系を忠清より継続する旨記録所に通達されたのである<sup>(15)</sup>。

この久富家（佐志家）への伊作家名跡継承に関する一件は、以下の延宝七年から貞享五年（元禄元）に至る、伊作家名跡相続と相応の家格を宮之城家が主張する契機となつた。11（島津久竹覚書か）及び12の「御用帳写」をみよう。伊賀（久當）家一件後の七月、宮之城家の久竹は「伊

作家相續之分ニ候間」「私家も少シ考申儀共存之候」として、来る八朔の太刀進上を行わないと、岸良勘左衛門を通して用人桂忠保に伝えた（家老町田忠代・肝付久兼への取次。当時光久・綱貴の「御両殿様」は留守中であり、宮之城家側は用人諒方兼延・喜入久甫らの同意を事前に取付け、綱貴に従い江戸在府中の家老新納久了の帰國<sup>(17)</sup>を待ち内談することにしたのである。忠保の質疑に対し、岸良勘左衛門はその詳細を知らずとしながらも、久竹が、先の「河野通古覚書」にみえる、「尚久ハ伊作家御假名御付為被成由」について考えるところがある旨を述べている。

13から17は延宝七年末から翌年正月五日にかけての、宮之城家から藩家老への働きかけを示す史料である（28—1から4も同じ）。十一月二十二日、島津久竹は新納久了と関係の深い川上久文<sup>(18)</sup>を招き、彼をして久了との接触に当たらせようとした。十二月二十七日には口上書を調べ、永山休兵衛に河野通古と内談させている。久竹の要求は、家祖尚久が伊作家の名を付けられた由緒から、宮之城家が「品も相替」ので「来正月御太刀進上座配御賦ニ品を被替度由」と依頼（13・14・28—1）、別格の家として年頭の太刀進上座配における待遇を求めたのである。この時宮之城家は「御ニ男家之衆と何角と争申」のではなくただ「三男家ニ有ル家」であり、久竹に対して永吉島津家（貴久子の家久を祖とする）の久輝が同役に就任した際、文書への連判について質問があり、久竹が奥に署判すること（即ち上位者の立場であること）などが述べられ、以後宮之城家から申出について質疑が有れば応えたいと述べている。二十

八日には翌月当番家老の新納久了に対し、川上久文を通して予め久竹の口上書を内見、助言を求めている。久了からの返詞には、①口上書の通り尤もである、②宮之城家が伊作家を相続したことを古老衆が申伝えており、野村元綱や平田純正<sup>(19)</sup>の咄からも伝聞していた、③以前島津久茂（久通の子。宮之城ニ男家）と久了が記録方を担当した際に伊作家相続の申伝えはあつたものの確かな証拠はなかつたが、宮之城家が伊作家相続の気持ちで名をも付けることは問題がない、という考え方などが示されていた（13）。久竹の要求は喜入久甫を通して翌二十九日には島津久輝・島津久元・肝付久兼ら藩家老衆へ伝えられ（15）、翌年正月一日には久了から「家之品」では家老衆の受け止め方も不十分であることから「伊作家相續之御心持」で座配を命じられるよう指摘されこれに従い、再び久了からも今が最上の時期であるとの返答をうける。そこで改めて同月五日に内見の覚書を調べ、川上久文を通して喜入久甫へ遣わした（16・28—4）。17の島津久竹覚書では、①藩主光久次弟の忠朗は「惟新様御隠居御跡之御心持ニ而又八郎兵庫」と仮名を与えられ（兵庫頭は義弘の官途名）、島津ニ男家の第一の家とされたこと、②現加治木家当主久薰もこの由緒により、藩主御前にも殿の敬称を受けられ、他の二男家とは別格の扱いがあるので③三男家では宮之城家が「伊作家相續之御心持之御見合を以」太刀進上座配での別格扱いを認めて貰いたい、とした。また座配の断りを上申していくなかつたのは④家祖尚久代には連枝で並ぶ家なく、次の忠長代は在所から日限を定めず参上、祝儀を述べており、家老役でも格を争うような家もなかつたため、この二代には太刀進上を断ることはなかつたこと、⑤次の忠倍は日置家の常久と家の高下について沙汰があり、⑥弟でその跡を嗣いだ久元代には日置家の久慶と

八朔の太刀進上で隔年に上手を勤めこと、その際も宮之城家が伊作家を相続する家であることを認められたような証文もなく、年輩の久元が年若の久慶に譲ったため、後には久慶が上手になつたこと、⑦次の久通（久竹父）代にはそのままあつたが、昨年春に宮之城家の由緒が藩主光久の御耳に達したので、八朔から太刀進上を断つたことが縷々述べられている。また、宮之城曇秀寺には、義久が書判を加え鹿児島に居た忠長に与えた日新（忠良）位牌（はじめ極樂寺<sup>(2)</sup>に安置）があることを示し、義久がこのように書判を与えたのも、「伊作家相續之御心持」のためであり、また尚久が日新より早く死去した（永祿五年、日新は同十一年）ため忠長代に至り下されたと説明、改めて「三男家之内ニ而は分ケ相替候筋」が強調されるのである。これに対して藩家老らからは十分審議する旨の返事が届けられた。（18の正月七日付覚書）

しかし宮之城家の期待したようなはかばかしい返答もなく四年半が過ぎる（但しこの間も宮之城家側の働きかけがなされたことは後述する28—5・6・7から窺える）。貞享二年（一六八四）秋七月末から年末に至る19から27の史料をみよう。業を煮やした久竹は、野田勘兵衛を招き、先年太刀進上座配についてこれまでの関係する記録を見せた。野田はこれに対する、宮之城家の願いは河野通古を通して新納久了へ委細内意よく申せば相談に立乗るであろうとの意見を示す（28—8）。久竹は、延享七年末に河野へ口上書の旨趣について内談した永山休兵衛の到着を待ち河野を招くこととし、その際には野田勘兵衛も参加することになった。河野が去々年に島津久武（宮之城二男家久茂の子、貞享二年八月死去）に対して、宮之城家の願いにより只今の年頭太刀進上を延引していると話していたことなどから、久竹としては（河野が）以前説明した旨趣を

失念しているのではないかとの不安があり、予め野田勘兵衛に宮之城家側の要望を話してその心中を窺う旨依頼したのである。勘兵衛は十一月十七日晚に久竹を来訪して報告する。勘兵衛が河野を招き宮之城家の意向を伝えたところ、河野は尤もなことと一応同意しながらも、太刀進上座配は久元以来割当てたものであり、宮之城家の願い通りになれば「只今之御三家縁廻シ一家分座欠」き太刀進上に支障があるため、何れも藩家老たちは処理できない（持て余す）だろうから、先今は問題を先送りすべきではないか、というものだった。河野の考えは受け容れ難いとして久竹は即答する。願いの通り仰付られれば、先例のように日置島津家（丹波久竹）と隔年に命じられるべきと主張、日置家同前として同家が「三男家ニ而侯は御取持之家」と以前の口上書に書き出したのも、出しあけに何かと申し出て「家之爭之様」になることを憚つたためであり、日置家と隔年に命じられれば「只今丹波殿座と兵庫度向と隔年ニ被仰付候得は」一座の空くことないと（19）説明する。そこで久竹は延宝七年の文書（14・29）と延宝九年（天和元、一六八二）正月八日付長谷場伊角宛の覚（28—7）を一冊にして野田勘兵衛へ見せ、河野へ内談して重ねて報告するようにとした（28—8）。十二月二十五日に野田勘兵衛は久竹のもとを訪れ、河野へ久竹の書付を見せ委曲を伝えたことを述べ、河野は十二月二十三日付で勘兵衛宛に認めた存寄りの覚書（20）及び延宝七年朔日の記録所日帳写（21）・関係の文書（22・23）を提出した（19・28—9）。この河野の覚書には、

①久竹が座配の件で（太刀進上を）断る理由を述べた書付を拝見し、それが延宝七年三月二日に、久當家の名跡について河野の答申しした内容（尚久ハ伊作家之家名を付被申候）により専ら主張されているため、そ

の時の日帳写を比較検討のために進上する、②日新代に相州家と伊作家が一つになり、貴久代に舍弟兩人（忠将・尚久）に両家の家名は付けたが、「相州家・伊作家と究而被仰渡候とハ相見得不申」こと、従つて（垂水家・宮之城家の）座配は「男・三男の次第ではないか、③垂水家側からは、友久一流（相州家）との主張がなされていたが、そのようないことは存知のことである、④現在の座配は故（延宝二年死去）久通殿が御賢慮の上に決められたことではないか、⑤多年御三家（宮之城家・豊州家・永吉家か）で輪番に座配を勤められてきたのに、宮之城家が別座に入れば残りの二家より断りも出て難しい事態となるのではないか、というものであった。その上で河野は久竹に対して「少々御不足ニ被思召候共被遊御堪忍」て太刀進上の断りを止めるべきと述べている。21の延宝七年三月朔日「記録所日帳」には、評定所（家老座）へ呼び出された河野が、伊作家について先の記録奉行平田純正がその死去（寛文二年）以前に、遺言のように書き記したものが同役の大田久知を経て、その後（同十一年）親類により記録蔵に納められ、それを河野が取置いていたこと、河野の見解と平田とは異なる旨を申し述べ、平山の覚書（21—1）を読み上げたことが記される。平田の見解は「伊作家は島津氏四代忠宗の弟に始まり他の一門家より別格。日新が相州家忠幸（連久）猶子となつた後、伊作家の後嗣はなく断絶した」というものである。対して河野は、伊作家・相州家を日新が兼ねて当太守（光久）迄続いたのであり、伊作家は断絶したわけではない、として「一枚御系圖之写」に引き合わせて詳細な説明を加え「伊作家別ニ御跡可被仰付儀」を否定した（以下ほぼ8と同様の内容）。血脉の続く伊作家に対しても相州家は断絶しているが、相州家祖の友久は十代立久の兄でもあり

「御家高ク見分好」ために系図では友久—運久—日新と継いでいること、しかし僅か二代の家で相伝の文書類もないことを指摘、十五代貴久の守護職就任時に両家を兼帶していたがために、他の「諸家ニすくれ御高家」と一門僕議がなされたと伝承されていると述べ、貴久から三家にまた分かれ忠将の系は相州家家名（通称・官途名）「右馬頭・相模守」、尚久の系には伊作家家名「又五郎・下野守・河内守」などを付けたことなども深い配慮あつてのものと推量している。以下河野が重物の扱いや系図のつり様について疑問を述べ、特に系図については先年松平美作守（定房。兄は家久養女を室に迎えた松平定行）その外が島津家系図を一覧した際も、伊作家は太守兼帶であると説明しており、伊作家を（久當家が）継続することについて受け容れ難いとしたこと、この後の審議により相州家・伊作家兼帶故にこそ「御家厚ク」別立にすれば「御家薄ク」なるという河野の見解が支持され、藩主迄上申される経緯が「記録所日帳」に書き留められている。島津久竹は十二月二十五日付野田勘兵衛宛の書状（22）で野田の仲介の労を謝し、入念詳細な内容を記した河野への謝意も伝えたものの、その見解に対しても「我等了簡とハ筋目相替、別而難致落着」と不満を述べている。23の同日付久竹宛野田勘兵衛書状には、河野が多忙でなかなか相談が出来なかつたこと、河野の十二月二十三日付の覚書が二十四日に届いたので早速久竹に届けたが、河野の見解が久竹の考えとは食い違うことは分かつていていたこと、久竹の具合の良いときに直接河野が口達した内容なども話したいと述べているが、久竹は翌二十六日付書状（24）で重ねて河野の見解は宮之城家として承伏できないと伝えている。

書) は、十二月二十三日付覚書(20) の各箇条に對する宮之城家側の考えを一々記したもので、第二条では、宮之城家祖尚久が伊作家名跡と決められたわけではないことは理解しているが、(先だつて) 宮之城家の由緒については藩主の耳にも達しており、また伊作家は(名跡を久當に継がせて) 別立しないのだから、当家が「品も相替」家として年頭太刀進上の座配を求めるなど、第三条の垂水島津家と友久一流(相州家)に關係について、島津龍伯(義久)代の島津家系図再撰<sup>(22)</sup>の際に、島津以久(征久)から、忠將—以久の統(垂水家)には友久の筋目(相州家)から続く系図があり、系図再撰によつて友久を「正統之筋」(忠良—貴久—義久)に続く様になれば、垂水家の継続はどのようにするのか、との問合がなされたこと、これに対し、垂水家は忠將に始まるとしても何れ「脇之惣領は不相替之由被仰出」て落着したこと、それ故この件は、系図つり様が問題だったのであり「家之御取持」に関する事ではなく、宮之城家の申分とは別であると主張している。第四条の、現在の座配は久竹父の久通が決めたものではないか、という点についてはそれを否定、伊作家断絶の件については、藩家老川上久国<sup>(23)</sup>や記録奉行平田純正が既に述べ、特に川上久国から久通へは委細の書状が届けられたこと、古老衆も伊作家跡については吟味したようにみえること、久富家について問題とされた際に宮之城家の由緒が藩主の耳へ達して伊作家が別立てされなかつたのであり、亡父久通代には伊作家跡について只今のように気付いていなかつたのだと説明している。また五箇条目の三家輪番による太刀進上については、宮之城家の由緒により相應の座を命じられるならば、外の二家からの申分はないとしている。しかし貞享二年末は余日なく、結局この返答書を河野へ渡す時期を失するのである(河野は貞享四年七

月に死去)。そこで久竹は河野の相役で後繼者となつた記録奉行伊地知重英・田中国明<sup>(24)</sup>へこの返答書を見せた(26)の推定貞享五年五月二十一日付書状)。また野田勘兵衛は、一連の書付が記録所日帳には記録されていないため、宮之城家側の留を写して「兩人」(伊地知・田中)へ提出するため宮之城家側に求め(27)、そのため宮之城家から委曲の書付をまとめた、「延宝七年冬年頭御太刀進上座配之儀御断申出候覚」と題された一冊(28)が記録所へ提出されたのである。28-5の延宝八年十二月六日付川上久文宛島津久竹覚書は、昨年から当年頭にかけての太刀進上座配をめぐる一連の宮之城家からの働きかけがはかばかしい結果に結びつかない時期のものである。久竹はこの覚書について「脇之差合ニ成儀も候半」として喜入久甫へも見せる必要はない、と久文に注意している。既述したことと重複する内容もあるが、宮之城家側の考え方などが整理されているので左に記しておく。

①義弘は守護代。その子で義久女の国分様(亀寿)婿養子の久保なきあと、久保弟の家久が亀寿の婿養子となり義久は跡を譲つた。しかし家久は亀寿を「御離別ニ而御子無御座」、(家久と島津忠清女の間に生まれた)光久を亀寿養子にして「龍伯様御一筋を御相續」した。これは元和八年(一六二二)に家久から久元へ遣わされた書状<sup>(25)</sup>にも見える。

②それ故、義久から光久へ系図を繋ぐのであれば本来亀寿もその代に入るはずだが、女性で系図に入る例はないので、系図は筋目の如く義久—義弘—久保—家久—光久と繋ぐのである。義弘は思慮深く律儀にその跡を立てなかつたが、忠朗幼少時に又八郎の仮名を与え、その後義弘隠居跡の加治木を所領とし、兵庫と改名した。それ故加治木家は二男家では

③ 加治木家の例もあり、宮之城家は伊作家相続の心持の見合せを以て、三男家では第一の取持の心得で太刀進上座配を願いたい。

④ 島津久元の代には、初めは日置家の久慶と八朔の太刀進上は隔年に上手を勤めた。しかし久元が譲り久慶が上手となつたことは當春の口上書の通りである。

⑤ 右の件を了簡したので「御身近く候」島津久慶（日置家）と島津久賀（豊州家、母は義弘女・家久姉の御屋地。島原の乱に際しては島津久元と共に大将役となる）は川上家より上手とすることが、家久から川上久貞へ命じられ、その意向に川上家は応じた。これは川上久運（久貞の子、寛文十一年死去）の太刀進上次第についての申分口上を記す評定所保管の「御太刀進上賦帳」に見える（久慶がこのような扱いであれば久元が上手を譲らないわけにはいかなかつたのだと久竹は推測）。

⑥ このように久慶が父の常久とは異なる特別の扱いをうけたのは、光久姉婿（家久女婿）であつたため。<sup>(25)</sup> 日置家祖歳久の養子忠隣（常久父）は、薩州家義虎の二男で義久長女（御平）を母とする。母方の扱いであれば忠隣は常久と同じはずだが却つて遠い扱いであった。久慶はこの忠隣一常久の筋で特別な扱いとされたのではない。そうであるならば、常久代まで（の日置家は）川上家と同格かそれ以下ではないかと思われる。（後に）わけあつて久慶は日置家の系図から削除され、日置家は常久跡を忠朝（家久男）が相続した。従つて日置家は久慶代の特別な扱いではなく、常久代の扱いの筈である。

⑦ 日置家は三男家ではあるが、系図のつり様や義弘が守護代を勤め「守護之朱星有之候」ので歳久は二男に見える。しかし光久が義久の一筋を相続し、弟の忠朗が加治木家を立て二男家では別格なので、日置家は三

男家では同様に大事に扱われる家である。

⑧ 宮之城家では代々童名に日新の童名菊三郎の通字「菊」を付けてきた。

⑨ 島津忠長は家老役に就かず在所で越年した際に、年頭祝儀に先に使者を遣わし、日限を定めず参上した。家老役に就いては同役中同格の家はなく、太刀進上について断りを申上るはずもなかつた。

延宝八年十二月二十五日条（28—6）には、健康を害した川上久文から喜入久甫宛の書付を取返し永山休兵衛を通して久甫へ渡したこと、十一月六日付の久竹覚書は一旦永山へ見せ、回収したことが記される。喜入久甫から直後に、宮之城家の太刀進上について、新納久了へ伝えたが、（新納からは）今回は時間も少なく重大な案件なので慎重に審議・考慮するが特に従来と替わること、翌年正月の宮之城家（又五郎家）太刀進上は「五番座之御向」であり、年頭のことなので進上すべきことが伝えられている。これら28—1から7の延宝九年正月二十八日分までを宮之城家は一冊に留置き、貞享二年七月二十六日には久竹が野田勘兵衛に見せ、さらに河野通古のもとまで遣わした（28—8）。なお28—10及び29から、宮之城家から野田勘兵衛を経て藩記録所へかの返答書を遣わし、さらに河野通古宛の書付写の残つていなかつた記録所に対し、貞享五年七月五日付で写一冊が渡され、同日伊地知重英 翌日には田中国明とも野田勘兵衛が色々直談したこと、伊地知・田中から同年九月には野田へ受取の返答があり、翌日島津久竹のもとへ報告されたことがわかる（但し伊地知・田中は、座配の具体的な返答が難しいと返答）。

以上の如く、「伊作家事件」は延宝七年から貞享五年（元禄元）に至る10年間の、年頭座配に象徴される、伊作家名跡を継承する家格相応の処遇（三男家における別格、または日置家と同格）をめぐる宮之城家側

と家老・記録奉行との交渉の記録といえよう。

### 三 年頭座配と家格

『伊地知季安著作史料集五』収載史料「御旧式類抄」<sup>[28]</sup>中には年頭や節句における座配関係史料が抄録されている。推定慶長十五年（一六二〇）頃及び十九年の三献式次第覚書<sup>[29]</sup>では年頭式三献に初め式三献として川上・新納・垂水家（久信）を挙げ、次に古駒三献として北郷・佐多・喜入・宮之城家（久元）・比志島・樺山・永吉家・日置家（常久）を挙げる。寛永十六年（一六三九）正月一日の太刀進上座配<sup>[30]</sup>では、最初の組に北郷久直（家久子）・島津久朗（加治木家）ほか敷根久頼・渋谷（入来院）重高、次の組は佐多久孝・島津久賀（豊州家）ほか穎娃久政・喜入忠政、三番目に新納久辰・川上久運ほか北郷久加（北郷時久一男三久の子・藩家老）・樺山久尚（家久子）・諏方正兼、四番目に桂忠朝（家久子）・島津久雄（家久子、永吉家）のほか根占重永（家久子）・吉利忠張・比志島義時、次に「内之座」を記す。しかしそれに続いて「如右例年者不究候得共、先當年者次第如斯ニ候、新納殿・北郷佐渡殿此賦<sup>〔久助〕</sup>付少申分有之候、後年者御談合ニ而可相定者也」とあることから、新納家・平佐北郷家それに座配をめぐる申分があつたこと、問題がひとまず先送りされたことがわかる。寛永十七年新納家の記録によれば新納家は四番座だったが「殿様御家督之御祝儀候故後年之例ニ罷成間敷申上、如御賦太刀上ケ申候」、寛永十九年に至り、同様の座配（四番座）は新納家にとり「家も相定候様ニ被存、迷惑ニ存候」として、佐多家（三番座）との繰り替えを求め、これに佐多家側が「口能被仰」事態となつた。

同二十二年にも佐多家が新納家と同日の太刀進上を嫌い、新納家は四番座たることをよしとせず翌二日とした。正保四年（一六四七）も新納家三番座で佐多家に口能があり太刀進上がなされず、慶安二年（一六五二）、慶安四年も佐多家・新納家の争いが継続した。この時期に座配の前後をめぐる不満・申立てが継続したのは、近世前期、次第に家格の確定・序列化のすすむなか、座配の前後は諸家にとり深刻な政治問題と受けとめられたためと考えられる。

今暫く年頭座配をみよう。元禄十三年の年頭座配<sup>[33]</sup>では、二日（例年元旦だがこの年は「思召程有之」により一日となる）に城代家老佐多久達（光久子）を筆頭に島津忠守（家久子市正忠廣の子）・島津久洪（久竹の子、宮之城家）・新納久珍・島津久輝（永吉家）・喜入久亮（光久子）・島津久富（光久子、佐志家）・種子島久時・肝付久兼ら藩家老が座し、翌三日の六組の座配では、一番組の宮之城家は一番組の島津又七（永吉家、久輝養子久貢）・五番組の島津久兵（豊州家）と三年代とされている。また四番組の新納氏は六番組の島津忠守と隔年、但し三番組の佐多久達の所には「三年ニ一度新納家此座ニ而御礼」と注記されており、これらは從来からの諸家の主張を組み込んだものといえようか。

年頭座配（年頭御礼着座）は、正徳年間島津氏支流及び諸家における物庶関係が一応確定された時期を経て、次第に整えられたと思われる。享保九年（一七二四）七月付島津久春申渡書では、「年頭御座配」が「年頭御礼着座」と改められ、また「向後客居主居之無差別、御對面所客居之方江ニ流ニ着座被仰付」として以下加治木家（久年、綱貴弟）、垂水家（貴儔、吉貴子）、日置家（久甫）、花岡家（久儔、綱貴子）、川上家（久東）の順に続いて、宮之城家（久倫）・豊州家（久兵）・永吉家（久貢）が「同格ニ而二年代りニ家格之場ニ着座仕来候得共」当分は名書の

通り久倫をして「上座ニ可罷出」としており、以下同格の場合について役儀の有無・年の長幼によると定めている。<sup>〔36〕</sup> 次に佐多家（久武）・佐志家（久富）・忠廣一流（久白）、続く新納家（時晴）は「右御四男家ニ而候得共、先祖之勲功を以三年ニ壹度島津李殿（佐多家、久武）着座之場ニ罷出来候」として、今後も「三年ニ壹度ハ此中之通李殿家之場ニ着座」とされている。以下樺山家・都城家・桂家などが順に示され、これはこの後再興される一門家（重富家・今和泉家）や一部の家（碇山家や光久の子弟にはじまる一流など）を除けば、天保期から幕末にかけての家格を窺える「薩陽武鑑」<sup>〔37〕</sup> の排列順に近くなる。なお種子島家は從来四日に独札とされていたが、この時より「都而一列ニ被仰付」たため「三日ニ此連名之通着座」とされた。推定宝曆十三年（一七六三）十二月二十日九日付の川田國福養子彦七（国彦）の太刀進上に関する記録所調書<sup>〔38〕</sup>中に、「年頭御座配之儀者、寛永以来為差立御規式之由候、古來一所傳領之地ニ致在城、其身御祝儀ニ參上候得者、一人ニ而も御對面所江<sup>〔光久〕</sup>出御被遊御規式為有之由候、其後寛陽院様御代より、古來之歴々一所持先祖軍功之家者、御吟味之上御座配被仰付置候処ニ、<sup>〔古里〕</sup>淨國院様御代より、御對面所御座配被相止、御對面所御書院共、一流一列ツ、持參太刀着座、御盃頂戴被仰付來候」とあり、年頭座配（年頭御礼着座）の整備が、光久代に本格化する古系図・文書・諸記録の収集調査、家格・家筋調査、島津氏支流系図の編纂、吉貴から継豊代における新たな家格（一門四家、一所持・一所持格など）の設定（いわば新たな「脇の惣領」家の創出・序列化を含む）と対応するものではないかと推測される。なお藩記録所の動きについては不完全ながら別表「17世紀前から18世紀の藩記録所の活動と関連事項」にまとめたので参照して頂きたい。

最後に宮之城家の座席について、「旧史館調」中目録に「島津圖書殿御座席之事」とある、推定寛延四年（一七五二）九月二十五日付記録所調書及び関係史料を掲げよう。

島津圖書殿御座席之儀ニ付而<sup>〔吉良〕</sup>淨國院様御代段々被<sup>〔吉良〕</sup>仰出置候御書附ニ押紙ニ而申出候書付左之通ニ候、相封ニ而御側御用人本田孫右衛門を以<sup>〔久柄・久翁〕</sup>主殿殿へ被差上置候、<sup>〔吉良〕</sup>淨國院様御代之御書付は越前島津家一卷帳之内ニ委細書留有之、右を写候而差出置候、去ル廿三日島津圖書殿事島津大學次ニ而御料理 御盃頂戴被仰付候、御本文之通ニは相違仕候付申上候、向後右通之次第ニ被仰付候而は<sup>〔吉良〕</sup>總州様思召も相立不申候、<sup>〔延享四年〕</sup>御逝去被遊候而も御存生之通ニ社可有御座儀と乍恐奉存候、都而當時之御規式も 總州様為被充置御作法ニ御座候、御家督之御祝其外御規式事も年頭御礼之次第を以着座可被<sup>〔吉良〕</sup>仰付儀ニ御座候、尤歴々之家筋、年頭御礼を以家格為被相立事ニ御座候条、乍憚御本文之通可被仰付儀と奉存候、以上、

未九月廿五日

山・本・吉・川「川調之」

（山ニ添役山山有雄、本ニ添役本田親方、吉ニ奉行吉田清純、川ニ奉行川上久壽）

右之通申出置候処ニ内々傳承ハ、申出之通向後被仰付筋ニ相成候由傳承之候、右一卷ニ付而ハ去ル廿三日於御家老座<sup>〔久品〕</sup>主鈴殿より被仰聞御用筋有之、相馬殿御得心無之段々御直ニ被仰聞訣共有之、向後共ニ御規式ニ付、表方ヘ圖書殿列座之節ハ、御ニ男家大身分次ニ着座有之筈ニ被仰渡候故、右御書付写候而差上置候処ニ、又々御書付之通ニ相成候由ニ候事、

之由相見得候事、

右次第二付而ハ段々六ヶ敷事共ニ而候處ニ、先首尾好相納り候事、委  
曲書記置不申候、

主張したこと。

(四) 諸家の筋目・系図の由緒吟味にあたる記録所（記録奉行）には家格をめぐり申分ある家から種々問合や要望が伝えられ、また藩家老の評定においてもその意見は無視し得ないものであつたと考えられること。

(五) 記録所にこれらの調書類が集積・伝存され、その結果として所謂「史官雑抄」として伊地知季安の著述編纂にも利活用されたこと。

この他、女子名跡と系図・系譜についても興味深い点が示されていると思われる。筆者は現在、藩記録所の活動と共に、諸家の成立<sup>(40)</sup>と家格の形成などへの関心を深めている。本稿では不十分であった年中行事・諸儀礼（年頭座配、椀飯、家督相続御礼その他）などの内容の検討やその変遷を整理し、役職や家格がどのようにその中で位置づけられたのか、

という点について考察をさらに深めたい。「旧記雑録」「列朝制度」や記録所関係史料のみならず、諸家において作成された文書や系図・家譜を通して具体的に捉えていく作業も必要である。また記録所関係史料には小番以下の城下士や郷（外城）士関係の調書も多い。これら中下級層の家格の検討も今後の課題である。

### おわりに

「伊作家事件」から、次の点を確認できる。

(一) 近世前期の年頭座配をめぐる諸家の申し立て、太刀進上延引などが、各家毎の家筋・由緒や藩内における政治的位置を背景に家格の上昇または維持を意図として頻発したこと。

### 【註】

(1) 近世薩摩藩における姓や諱の制約に関する法令は「列朝制度」卷之二十八（『藩法集8鹿児島藩上』創文社発行、一九六八）に多く収められる。筆者も正徳期の例について「藩記録所の活動に関する一考察」

三男家で別格たる家であったこと。そこには義弘の守護相続についての認識に違いが確認されること。また（かつて垂水家のように「系図のつり様」を問題にするのではなく）家格相応の処遇を求めるとき宮之城家が

興会科学研究費補助金（基盤研究（A）（2））研究成果報告書、二〇〇〇三）に若干ふれた。幕府や藩政の諸事情などによりその制約にも変化が当

然生じる。最近の論考では堀田幸義「近世武家社会における実名敬避俗と禁字法令」(『史学雑誌』第一二二編第一〇号、一〇〇三)があり、堀田氏は武士階層が自発的に行つていた習俗としての実名敬避慣行が藩当局によつて新たに法制化される過程・経緯を検討し歴史的背景について考察を加えられている。

(2) 五味克夫「「島津久章一件」史料並びに覚書」(鹿児島県史料叢記雑録後編六付録『月報8』、一九八六)

(3) (2) 及び五味克夫「日置島津家と垂水島津家—系譜と家格をめぐつて—」(『鹿児島女子大学研究紀要』第十六卷第二号、一九九五)。行論の関係上、その概略を記す。五味氏は、奥州家(六代氏久から十四代勝久)にかわり本宗家となつた相州(伊作)家の貴久—義久の系譜の確定により支族間の家格の上下もその親疎関係によつて定められていく

経緯を、加治木新納家文書中の「垂水御家ニ付図書様御申分一巻写」を題材に説明された。これは図書久通(宮之城島津家当主・藩家老であり島津家の系譜に詳しく述べた「島津世禄記」などを編集)の意見を要約したもので、寛文七年(一六六七)十月十六日付で先ず久通が垂水家格などについて意見を述べ、これをうけた垂水家側の釈明・意見に対し翌八年正月二十五日付の覚書で所見を述べている。主な内容は左の通り。

(4) 都城家について、例えば山下真一「寛永期薩摩藩における都城『上置』設置について」(『宮崎県地域史研究』六、一九九五)・「鹿児島藩における都城『上置』と『中抑』」(『地方史研究』二七八、一九九九)。種子島家について、拙稿「種子島家譜小考(二)」(『黎明館調査研究報告』第14集、一〇〇一)など。

(5) 越前(重富)家は初祖忠久子忠綱にはじまるも断絶、元文二年(一七三七)藩主継豊の弟忠紀が嗣ぎ再興された。翌三年加治木家・垂水家が、九月には越前家も一門家とされその筆頭に位置づけられた。

(6) 拙稿「種子島家譜小考(二)」・「薩摩藩記録所寸考(二)」—正徳期以降の島津氏支流系図継続について—」(『黎明館調査研究報告』第15集、一〇〇二)・「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」(『鹿児島史学』第48号、一〇〇三)、「藩記録所の活動に関する一考察」

(1) 島津義弘は兄義久の家督を相続しておらず、守護代に留まつたこと。  
(2) 義久の正統は義久、その女(龜寿)、龜寿養子光久であること。  
(3) 義弘の名跡を相続した加治木島津家は近代の脇の惣領であり、從来の脇の惣領で島津一門の第一位にあつた垂水家は先代の脇の惣領として加治木家に上座を譲るべきこと。

(4) 島津忠将(貴久の弟)の嫡流は以久—彰久—忠仍(久信)—忠紀(家久子)の系(垂水家)であるとしながらも、以久—忠興の佐土原島津家は將軍から大名の扱いをうけており、公式の会合では垂水家が佐土原家の上座につかないこと。

(5) 近代の年頭太刀進上は、一番座加治木家、二番座垂水家としていた。

日置島津家(義久・義弘の弟歲久を祖とする)の久慶—久憲(久豫、喜人家からの養子)は、將軍御成の節に久慶が忠仍(久信)より前に拝謁したことを理由に垂水家の上座につく考え方で太刀進上を断つてゐる。しかしこれは特例。日置家祖歲久の経歴—豊臣秀吉朱印状により生害させられた—により憚るところがあり、日置家が垂水家の上位にあつてはならないこと。

家由緒」「旧史館調」「旧史官調雜抄」「史館調」など。都城島津家所蔵本・鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫にも同様の記録類が残る。

諸家由緒については他にも「旧典類聚」(島津家本。玉里島津家本は同系の写本と思われる)収載史料などがある。

(8) 東京大学史料編纂所蔵島津家本。表紙に「伊進上 三番箱」とあり、中表紙には伊地知季通筆にて「諸家由緒調 一惟宗氏 一酒匂氏

一吉利氏 一伊木氏 一赤松氏 一村尾氏 一宮之原氏 一岩切氏

一花尾山由緒 一御目見列調 一乘院由緒 一不斷光院春日由緒

一頼朝公法名ノ件 一猿渡法樂跡調 一忠国公御法名件 一市来氏

一伊作家事件」と記される。明治二十三年の「磯島津邸上書類目録」には含まれないものの、所謂伊地知家進上本の一つであると思われる。なお「諸家由緒調」は「御家伝並諸家由緒」や都城島津家所蔵

「薩陽諸家由緒」と重複する史料も多いが、忠国公御法名件・市来氏

と伊作家事件はいずれにも收められていない。拙稿「薩摩藩記録所寸

考(三)田中國明と猿渡信安—記録所関係者点描」(『黎明館調査研究報告』第16集、二〇〇三)参照。

(9) 伊作島津家忠良(日新)は相州家連久の養子となつて両家を嗣ぎ、その子貴久が守護職を襲い島津氏十五代となる。なお島津氏の代数については『島津氏正統系図』(尚古集成館編集、島津家資料刊行会発行、一九八五)による。島津義弘は十七代とされる。

(10) 五味克夫「島津久章一件」史料並びに覚書

(11) 寛永七年四月十八日の家光御成。「中納言家久公江御成之記」によれば、「御家中衆於御縁御禮被申上次第并進上物之事」として初めに島津弾正少弼(久慶)、次に島津相模守(久信)、以下島津豊後守

佐多丹波守・権山采女正・北郷佐渡守・北郷出雲守・穎姫長左衛門尉・入来院石見守・種子島左近太夫がみえる(同年五月二十三日付「伊勢貞昌覚書」『鹿児島県史料 旧記雑録 後編五』(一九八五)三〇三号)。

なお宮之城家の島津下野守(久元)は「前々より毎度御前に被罷出候間餘人には可相易」者として、伊勢貞昌と二人、別に御礼進上を行つてある。また四月二十一日の相国(大御所秀忠)御成でも家光御成同様に御礼進上がなされた。

(12) 「新編島津氏世録支流系図」尚久一流系図(東京大学史料編纂所蔵、「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜三、一九九二」)。「人物伝備考附録」(『新薩藩叢書(三)』、歴史図書社発行、一九七一)には父久通の項に久竹もみえ、父子共に儒学や歴史に通曉した人物と伝える。

(13) 「新編島津氏世録支流系図」島津久四郎忠清一流系図(『諸氏系譜三』)、『鹿児島県史料 旧記雑録 追録二』(一九七一)一七八五号。御

下の名跡・遺領などについて付け加えておく。寛永十年七月十二日付

島津家久書状(後編五六三六号)で又五郎(久近)ふくろ、即ち御

下に宛て「先年ゑとへしちとして數年とうりう」の褒美として与えた

知行三千石について「一代之事ハ諸やくさゆるし申候」(役儀)とされた。余

談だが御下はこの知行を「向後者又五郎殿御軍役可被成(中略)餘之奥

方之御知行ニ者可相替候、是非共諸人并ニ御闘取ニ可被成之由御申に

て」家久に感銘を与え、子息達の知行も同様にするよう命じるに至つた(同六五七・六五九号の伊勢貞昌書状)。御下の久近に対する大きな期待が窺えるが、久近は寛永十三年に十五才で死去する。御下は同十五年三月、郡山の東侯などの地百三十石余をもつて久近の祭祀料に充てている(『島津久元室寄進状』同一二九三号)。当時久近の早世について

は風聞などもあつた様で、推定寛永十四年六月二十九日付伊勢貞昌宛

島津久通書状（同）一〇六二号では、御下跡を附属させられることに對して久通（久元と新納忠増女の間に生まれる）は「愚母怨靈故、又五郎殿煩為出合様ニ取沙汰為有之事無其紛候」と述べ、「不輕之兩家を親子ニ而兼領」する事態に憚り「御受難申上」としている。なお『後編五』六三六号や、推定寛永三年六月一日付「いもと」宛島津家久書状（同）三一号は「正文在島津勘解由久當」と註されており、記録所による島津氏家譜編纂の際にこれらの文書が久當（佐志家）のもとに在り、御下の遺領と併せてその所蔵文書も相伝されたと考えられる。

(14) 舎兄友久と立久の相続、伊作家と相州家の関係などを述べた記録「鮫島日向入道自記」（鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺 伊地知季安著作史料集四）（一〇〇三）所収「諸旧記」七の一の二号）では本来友久が惣領であること、後に日新が相州家を兼ねたことについて「御家のそなりやうすちもいつひやうさまよりそしうさまにつき申とて皆々よろこび申上候」と記す。ここでは惣領筋は忠国—友久—運久—日新、そして貴久、義久、義弘、家久であるとする点が注意されよう。

(15) 延宝七年三月十一日付「島津久胤<sup>久胤</sup>外五名連署証状」（追録二）一七五七号)

(16) 用人は家老の申附・家老への上申の取次に当たつた。もと申口役・申次役、次いで使役（使衆）。延宝年間用人と改め、役所はもと用人帳所といい、宝永二年（一七〇五）二月用人座となる。（鹿児島県史）第二卷、一九四〇）。「旧史館調」中に「御座唱替」として宝永二年（一七〇五）二月の達書を載せる。評定所から御家老座、御物座・御國遣

座から御勝手方、日帳所から用人座と改称されたことが記される。

(17) 延宝七年八月に綱貴と新納久了ら随行者は江戸を発ち、九月十五日に鹿児島に入る（「島津綱貴譜」「追録一」一七六二号）。新納久了は藩家老として、また軍学・犬追物などの武家故実や歴史への造詣も深い人物であった。「称名墓誌」「人物伝備考附録」（新薩藩叢書（三））所収には、小畠景憲・その高弟杉山公憲を師として軍学を学び、薩摩藩甲州流祖となつたこと、著名な正保四年（一六四七）の王子村での犬追物興行の際に検見を勤めたこと、能書家であったことなど記す。同じ犬追物で検見を勤めた人物の一人が川上十郎左衛門久慶（芳安）であり、本来継承させるべき子弟に恵まれなかつたため、家祖の義久（道安）以来相伝の書籍を久了に与え伝授している。「新編島津氏世録支流系図」川上十郎左衛門尉義久入道道安一流系図（「諸氏系譜」一九九〇）。慶安二年（一六四九）四月五日付川上久慶宛の新納久正<sup>久</sup>証状（伊地知季安著作史料集五）（一〇〇四）所収「諸旧記文書」一一六号）もこの間の事情を示すものであろう。

(18) 久文は久慶二男久宣の養子で、新納久了から弓馬故実を伝授される。なお実子久興もまた久了から伝習した（「諸氏系譜」）。「諸旧記文書」には寛文二年六月二十六日付久文宛の川上久慶伝授状がある（一七五七号）。

(19) 野村元綱は右筆・使役。寛永十二年には新納<sup>金</sup>加賀守・川上<sup>忠通</sup>又左衛門・伊東<sup>祐</sup>右衛門などと共に使役に就く（「後編五」八二三・八一四号）。翌十三年正月二十日付伊勢貞昭書状（同）九〇〇号）に「其許為御見廻」、金武朝貞書状（同）一〇五三号）に「為御專使」とみえるように琉球在番奉行として活躍、その経験は「琉球之儀よく被存たる人」と

して宿老にも重んじられた（『同』一〇九六号）。寛永十七年六月十日付

島津光久書状（『後編六』一三六号）中には「糸奉行」としてみえる。

平田純正は記録奉行（はじめ文書奉行）。島津氏家譜（後の「島津氏

世録正統系図」「同支流系図」）の編纂を手掛ける。『伊地知季安著作

史料集三』（一〇〇二）「諸家系図文書」所収藤原姓平田氏純貞系図。

なお『諸氏系譜一』（一九八九）五味克夫氏解題参照。

（20）忠長二男、母は兄忠倍同様島津忠将女。初め新納忠真養子となるが慶長十四年兄忠倍の死去により新納家を辞して宮之城家を継ぐ

（『諸氏系譜二』所収「新納氏正統系図」・『同三』所収「尚久一流系図」）。

伊勢忠昌と共に江戸在府することも多く家久の信任も厚かつたようである。寛永六年七月吉日付で久元は伊勢貞昌・喜入忠政と共に政道につとめ、家久子弟に対しても忠實なく、惣領光久を守り奉る旨を誓つてゐる（『後編五』一九四号）。島津家久は、同七年に久元に再嫁している（『後編五』一九四号）。

（21）極楽寺は『三国名勝図会』（青潮社発行、一九八二）宮之城郷の項では

雲秀寺（本府曹洞宗福昌寺末）境内の梅丘君廟の項に、忠長が義久に

請うて、私領の鹿籠に西臺山極楽寺を建立し該当の位牌を安置し、享

保八年（一七三三）久倫（久竹二代後）により寺社奉行に届けこの廟を

立てて位牌を移すとある。なお忠長が一時期（天正六年—同十六年）

封地とした串良郷の項では串良郷の有里村（現串良町）に西臺山極楽寺

（臨済宗志布志大慈寺末）がみえる。雲秀寺は尚久の菩提所、初め瑞

雲山安住寺として忠長により鹿籠（現枕崎市）に建立。天正六年（一五

七八）忠長移封で串良に移されたとする。『同』串良郷の項では、岡

崎の瑞雲山安住寺は鹿屋に再興されていた幸善寺を天正中に移築した

寺とされる。安住寺はこの後東郷（現東郷町）に移転、寺号を雲秀寺に

改められ、その後慶長十九年（一六一四）鶴田郷柏原村（現鶴田町）大

願寺跡に移転、寛永六年（一六二九）に宮之城に移転されたといふ。

（22）義久代に島津家系図の再撰が行われたこと、島津氏古系図・再撰

系図などについて五味克夫『島津氏正統系図』解題「島津氏系図につ

いて」（一九八五）及び「島津氏系図について」補考」（『尚古集成館紀

要』第四号、一九九〇）参照。五味氏が紹介された鹿児島県立図書館蔵

の島津氏系図一本は忠国から友久以下相州家への系統を主とするもの

であり、五味氏は「義久は從来の奥州家の系図（古御繼図）に加えて、

新たに相州家の系図によつて自己の位置付けを意図したものと思われる」とされ、また義久の系図再撰の時期については慶長十年頃と推測された。なお同論考で、加治木新納家文書中「垂水御家ニ付図書様御

申分一巻写」には「先年於國分御景図御再撰之刻、義久様上意候者、

上統之御筋、勝久より貴久様へ御相続ニ御景図者御座候へとも、一遍

弘一家久と通じるもので興味深い。また久元辞去後の新納家には島津忠清（薩州家忠辰弟、母は島津義久女御平）の子忠影（家久簾中弟）が入り忠影—久辰—久珍と続く。新納久珍はこの由緒から元禄十四年に「光久公御母同家」（忠清家）名跡相続を訴え出、記録所調書が作成されている（新納久珍訴状并調書留写『伊地知季安著作史料集五』所収「諸旧記文書」一六六号）。

御違變之御事ニ候間、友久より忠幸・忠良と続候て貴久様を上統ニ被遊候ヘハ能候、殊ニ友久者十一代太守立久御舍兄之御事ニ候間、是以可然との御僕議ニテ其分ニ被相直候」とあり、その際「其節右馬頭以久御申候者」と記される。

- (23) 川上久国（商山）は藩政期初期の藩家老（寛永七—慶安二年勤支流系図）。寛永十年には幕府上使を応接（川上久国上使附日記、『伊地知季安著作史料集五』所収「諸旧記文書」二四八号。『後編五』六七六号同文）、寛永十八年の幕府「寛永諸家系図伝」作成の際には江戸に在つて折衝に当たる。鹿児島県立図書館所蔵島津氏系図一本の端裏書に「義久様御系圖大龍寺被写置、夫ヲ久国写置者也、少違有之」とあることも指摘されている（五味克夫「島津氏系図について」補考）。「久国雜話」「久國雜記」などを著し文武に通じた人物であったという（人物伝備考附録）、五味克夫「日置島津家文書と島津久慶（三）」「島津久慶自記」その他史料の紹介を中心にして（鹿児島大学法文学部紀要『人文学科論集』第二十五号、一九八七）、同「御厚恩記をめぐつて」（『同』三十一号、一九九〇）。なお久国一流については「川上忠塞一流系図」（鹿児島県史料集第12集、一九七一）五味克夫氏解題参照。
- (24) 伊地知重英（重張）・田中国明については拙稿「薩摩藩記録所寸考（一）—伊地知重張の徳之島史料調査—」（『黎明館調査研究報告』第15集）、「薩摩藩記録所寸考（三）」、「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」参照。田中国明は著述に「宗藤源弁」がある。又「備忘抄下」（県立図書館所蔵）中の「得能通昭雜錄ノ抄」によれば、国明—志賀登龍—通昭に学統が続く如くである。また伊地知重英は元禄九年に記録奉行辞任、十四年徳之島に「文書改」として派遣され翌年死去。

ここではその関係史料一点を紹介する。一点目は得能通昭著「通昭錄」（東京大学史料編纂所蔵島津家本）巻二、『譚敷筆錄』中の記事。目録に「伊地知助右衛門徳之島在勤」とある。

伊地知助右衛門重英幼字少八郎と称す、年二十二歳にして國史習學所此謂御記録所見習に補せられ、後に國史官此謂御記録奉行に任す、元禄九年九月三日多病なるを以て官を辞す、同十四年故有て文書改として徳島へ遣わざる、重英老母あり、帰朝なきを忍ふて去るに忍ひず、故舊平田意休外より重英を呼て曰、爾か義氣今日必進んて家を出へし、此等の時に臨んで速に出来るそよけれ、重英即出つ、意休海岸に送て手を把て曰、爾を送るに一言を以すへし、今より詩を賦する事なけれ、詩ハ志を述ぶ、爾か方上泰然として命を安んする事あたわし、苟も君を恨ミ世を憤るの志を賦せば、罪是より大なるはなからん、予も是より詩賦を止むへし、重英諾して去る、

舟中開聞嶽を顧て

名残とてかくる、またハかへりミる心つくしの富士のおもかけ明年九月島において死す、年四十七、一説老母の訃音を聞きて曰、予罪を得て猶死せざるハ母の在すを以て也と刀を取て自殺すといふ、竹内実祐此に官遊するの時、彼墓に詣づ、池邊に塚を築き後に柳の大木有り、島人曰、禍福を祈るに甚験あり、故に大に是を敬す、

文辭修飾され必ずしも全て史実を伝えていると言い難いが、後代においても伊地知重英の行跡に対する世人の関心などが窺え、また重英の「文書改」にまつわる事情が暗示され興味を引く。

もう一点は「旧史館調」中目録に「上井五郎左衛門取次助右衛門辞職御免御禮之事」とある、寛延四年（一七五一）三月十五日付記録奉行吉田清純宛の伊地知助太郎（重英孫）覚書である。

### 覚

元禄九年子九月三日上井五郎左衛門殿御取次而承候ハ、同氏助右衛門役儀御断申上候、被達 上聞御免許<sup>ニ</sup>而候、長々相勤申候、其上病氣時々差發、難勤由被 聞召上候由御口上<sup>ニ</sup>而候、助右衛門罷出儀難儀、名代南雲新助殿頼入御返事承候、則肝付甚<sup>至</sup>兵衛頼入御禮申上候事、

御手鏡方三年  
御記録所十七年

此内四五年程八木拾石ツ、被下候、田中五右衛門殿此内より米同前ニ被給候、

元禄十四年巳八月廿一日、黒葛原源左衛門殿御取次而徳之嶋江被遣候段をも被仰渡候と相見得申候、

琉球江被遣候付而御銀十枚程押領被仰付候通相見得申候、

元禄十五年午九月、於徳之嶋病死仕候、

右之通書付進覽仕候、以上、

寛延四年未三月十五日

伊地知助太郎

吉田用右衛門様<sup>〔清純〕</sup>

「御手鏡（鑑）方三年」とは、重英が携わった延宝五年よりの「御文書見合相済」（「薩藩重職補任」東京大学史料編纂所蔵島津家本）を示す。

また徳之島渡海下命の期日（二十一日）が記されている。出船は同一

十七日であった（「薩摩藩記録所寸考（二）」）。

（25）七月十二日付島津家久書状（『後編五』一七八一号）。江戸の久元に家久は「虎壽丸之儀為國分之御子當家於相續者、龍伯様御一筋弥無別儀候間、於御納得大慶<sup>ニ</sup>存候處、別而被成満足之由候条、如右落着候」と伝え、この間国分（亀寿）の意向に対し大いに気を遣つていたことがわかる。なおこの原註には「正文在島津圖書久晃（綱貴子、元禄十四年七月に死去した久洪の養子久方）」とある。

（26）菊寿。母は相良長辰女、慶長十九年生、寛永五年に久慶に嫁す。翌年十二月二十八日付で久慶に与えた三箇条の家久起請文には「息女其方江進置候上者、貴所事直子同前<sup>ニ</sup>相存候之事」（『家わけ九』五味克夫氏解題、二〇〇〇）とある。慶安元年卒。光久姉には外に鎌田政重女

を母とする北郷翁久室（寛永九年早世）・種子島忠時室がいる。ちなみに光久の妹は島津（新城）久茂室・入来院重頼室・島津久竹室。なお久慶は寛永十年に家老となる。その際十二月六日付で家久より「其許家老役之衆無人候之間」として久慶本人には「其方之儀<sup>〔久セ〕</sup>下野守同前ニ諸式沙汰尤候」（『家わけ九』日置島津家文書二三の10号）、島津久元・川上久国宛には「年若候へとも彈正<sup>〔久慶〕</sup>大弼へ申渡候」（『後編五』六六九号）との書状が送られている。「喜入<sup>〔忠政〕</sup>攝津守事、近年病氣故諸事分別届ましく候、將監<sup>〔和上久國〕</sup>ハちかき役之儀候間、大かた<sup>ニ</sup>候、兵部ハ在江戸候、國にて可令内談衆別<sup>ニ</sup>無之候」という推定寛永九年十月二十六日付島津家久条書（『後編五』五七五号）には国元の政治状況に対する不安が示されており、翌年の久慶登用の背景が窺える。

（27）推定万治四年正月二日付島津久通書状（『追録一』九一六号）。五味

克夫「日置島津家文書と島津久慶（二）——鹿児島県立図書館本「島津家古文書」の紹介を中心に——」（鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集』第十一号、一九七五）参照。

（28）東京大学史料編纂所蔵島津家本（伊地知家進上本）「御旧式類抄」

及び同所蔵島津家文書大箇笥「御旧式類抄二」「同三」を底本とする。

（29）「御旧式類抄」二九・三〇号。後者に「右重信七郎右衛門殿より書写也」とある重信氏は「伊地知重元年男日記」「伊地知重則年男日記」（同）一八号・一九号・二〇号にみえる同朋衆重信氏の家系か。寛永十三年の「薩州鹿児島衆中御検地帳」には重信弥右衛門・重信長兵衛・重信監介の名がみえる（後編五九八三・六号）。また宝永二年十二月二十五日付伊地知重昌覚書（「御旧式類抄」七号）には、本来御規式関係の古書を藏すべき家（人物）として「重信弥左衛門」の名がみえる。また「史館調」中宝暦二年（一七五二）年七月九日の記録所調書には伊勢兵部家來の重信家がみえる。

（30）「御旧式類抄」三一号。伊地知季安は寛永十七年正月、島津光久の家督相続後初めての入部であることから本史料は寛永十七年かと推定し「新納四郎文書（御旧式類抄」三二号—筆者註）ヲ併セ知ラルベキ也」とする。なおこの座配は貞享元年に北郷忠昭が後年の見合のため「於御城」書写したもの。

（31）敷根立頬（島津忠長子）の子、寛永二十年島津姓及び久の字と許される。家久女を室とし、慶安二年（一六五二）家老就任。この敷根家（市成島津）と喜入肝付家の、八朔の太刀進上における前後も慶安元年に取沙汰されている（「家わけ」二肝付家文書六六八号）。

（32）以上は「正月太刀進上座配次第覚」（御旧式類抄」三三二号）。なお季

安はこの寛永十七年の記事行間に「此御賦ハ島津圖書久通賦らせられ候御座配のよし、貞享二年丑十二月、河野六兵衛通吉より宮之城に遣候覚書に、只今之御座配ハ故圖書殿被成置候得者」と記し、また「然トモ此佐多・新納の争はかりに無之、萬治二年正月は美作殿も兵庫殿との前後に申分、大膳殿も何と歟申分、貞享二年に至てハ右久通の息圖書久竹までも申分せられしと見得たり」と朱書しており、「伊作家事件」に収められた一連の史料を熟知していたことが改めて確認できよう。「伊作家事件」で久竹の申分は延宝七年以来のことであるが、記録所に「延宝七年冬年頭太刀進上座配之儀御断申出候覚」が提出され、太刀進上座配について久竹の申分がなされた貞享二年をもつて季安は右のように記したのであろう。

（33）「御旧式類抄」三三二号。なおこの記事に統いて、これら一所持の座配が定められた年間が記録所に問い合わせされ、肥後盛香・市来家年は関係史料が無く不明ながら、当時用人の猿渡信安の覚では寛永十年か十一年頃、島津久元・伊勢貞昌などが吟味したものか、と記している。季安はこれに対し「寛永以来の御座配」が島津久通の賦によることは貞享二年の河野通古の書置で明かであるのに、余り時期の離れていない肥後や市来が聞き知らないことは不審、と注記する。

（34）大隅・主計・慶忠坊・竇壽院・市正・萬山。元和六年生、母は加治木家祖となる忠朗と同じ鎌田政重女。御屋地（義弘嫡女、豊州家朝久に嫁し久賀を生む）養子として豊州朝久二男家を立てるも後に辞し、加治木家二男家となり三男家に準じた（後編五一四九号、『諸氏系譜三』所収「島津市正忠廣一流系図」）。

（35）「御旧式類抄」三四の2号。「列朝制度」二四二〇号（『藩法集』8

鹿児島藩下」、「一九六九」では享保八年卯七月二十三日付、同二四五五号は享保九年辰七月。島津家文書中の写は七月のみ。宝暦三年十一月

付の記録所調書〔御旧式類抄〕三五号)には、「年頭御禮之儀、此以前年頭御座配、六番座迄有之候処<sup>ニ</sup>、享保九年右御座配被相止」とある。

なお「御旧式類抄」三五号原註には「史官雜抄」とあり、同文が「旧史館調」中に「佐多新納両家年頭御礼着座等之件」として収められている。

(36) 「御旧式類抄」三四の1号。「列朝制度」二四二七号。

(37) 「薩陽武鑑」(尚古集成館発行、一九九六)松尾千歳氏解題参照。

(38) 島津氏に属した当初は進上の期日は定められておらず、寛永期に十一日を式日とし、延宝期以降は四日に種子島家単独で行っていた。

拙稿「種子島家譜小考(二)別記近世種子島家の家格について」参照。

(39) 「御旧式類抄」三六号(吉田清純外四名連署調書)。

(40) 例えは寛永十四年二月九日付東郷重位宛の伊勢貞昌書状(後編)

一〇〇〇号)は、「北郷殿跡之儀ハ<sup>(忠亮)</sup>又八様へ可被仰渡處<sup>(忠明)</sup>式部様へ御定之儀御恨之由被思召との御事ニ御座候由、是ハ誠御女儀又ハ分別之不至人の申事と被聞召ての御あく心たるへく候、其故ハ<sup>(忠久)</sup>又八様御事薩<sup>(忠久)</sup>州様へ御さし次にて御座候、然處北郷殿へ跡を被成御次候ハ<sup>ハ</sup>、<sup>ハ</sup>はるく御位下申候」として、(重位に対し)加治木家に対し直談の機会に是非事情を説き「御心もちもほとけ候やうニ」と依頼する。同文書には忠朗の知行加増や同母弟寶壽院(忠廣)へ「又八様之御跡」と継がせ、忠朗に「黄門様之御跡」を継がせようという思惑も加治木家の周囲にあつたかの如くである。義弘跡とされる加治木家と豊州家の関係や、家久の室忠清女<sup>(桂安)</sup>人と鎌田政重女所生の子供やその姻戚関係な

どを整理して、この時期の諸家の状況を把握する必要があると思われる。

なお五味克夫「御屋地君略伝」(『鹿児島中世史研究会報』28、一九七〇)参考。

(41) 年中規式・行事などは「列朝制度」卷之三十五・三十六(『藩法集8鹿児島藩下』)に多く収められている。例えば年頭御礼について、享保十一年年頭御礼は元日御書院、家老・若年寄・大目附、三日御座之間、一門、同日御對面所にて「持参太刀、拾人ヅツ着座、以前ニハ御座配、六番座定有之、當分は御一門も打込<sup>ニ</sup>て御禮被仰付候」(『列朝制度』二四四七号)とある。また延享五年では元日に「於御座之間、御一門御禮、披露太刀、一列着座、御盃頂戴、畢て、島津圖書殿、持参太刀、着座、御盃頂戴」(『列朝制度』二四四八号)とあるが、「旧史館調」中同年正月十一日付の「年頭御規式」には、「太守宗信公御書院江御出座、島津備中<sup>(垂水家貞)</sup>「披露太刀、奏者御年男」、御家老、持参太刀、着座御礼、御盃頂戴、大御目附、持参太刀、着座無之御礼、盃頂戴(中略)若御年寄ハ在江戸故着座無之、(中略)先例御一門之衆は正月三日御座之間におひて着座御礼、御盃頂戴候得とも、當年頭よりハ元日於御座之間、島津周<sup>(重宣)</sup>防殿・島津<sup>(加治木家)</sup>兵庫殿「披露太刀、奏者御年男」、着座御礼、御盃頂戴、右終而、島津圖書殿、持参太刀、着座御礼、御盃頂戴被仰付候、是は備中殿元日御書院に着座御礼有之候故、右通被相候、周防殿當年頭より初而勤方有之よし候、圖書殿年頭持参太刀、當年より初而被相勤候、(中略)右之通當年頭先例に相替候儀も有之、又は此節より被仰付候事御座候故、後年為心覚書記置候」とある。

(42) 例えは「旧史館調」中目録に「島津左衛門殿より十文字御紋付相用度願<sup>ニ</sup>付吟味」とある延享四年(一七四六)十二月二十三日付記録所

調書では先ず「島津左衛門殿より以前ニ被相用候本十文字御紋御免被

〔日置家久選〕

仰付被下度旨内々被為申出趣有之、達貴聞候處に、御紋所之儀ニ付而は寛陽院様御代段々御吟味有之たるよし被聞召上候、然は御

一門家迄に本十文字御紋被成御免筋にも被思召上候得とも、大身分

にも本十文字御免被成にても可有之哉、私とも吟味仕可申上旨被仰渡、

左之通ニ御座候」として、光久代の關係文書類は記録所にみえないこ

と、光久代迄は「御家御二男家は備中殿・兵庫殿・左衛門殿六代之祖下總常久

備中殿・兵庫殿家紋本十文字被為相用候、左衛門殿六代之祖下總常久

代迄ハ本十文字御紋被相用候処に、下總嫡子弾正久慶代に子細有之、

世代被削除 中納言様御庶子三郎右衛門忠心事右下總後嗣被

仰付、

御庶子にて御坪之内ニ被罷居候時分、引通十文字御紋拝領被仰付置

て以後その紋を用い、元祖歲久から常久迄は垂水家・加治木家同前の

本十文字を用いたことを述べる。次に島津大學（久章）亡父久傳（花

岡家祖）が「〔大玄院様御二男にて別立大身分ニ被仰付〕」、島津周防殿

（忠紀）は「御二男越前家相續」、島津三次郎（忠卿）は「御二男和

泉家相續」により本十文字紋免許、宮之城家は「御三男大身分にて別

十文字之御紋所被用來」が吉貴より十文字紋を許可されたことを記し、

本来一門家のみで大身分には許可されない本十文字紋も、花岡・宮之

城家に許可したのであるから「御二男家大身分之内左衛門殿計」認め

ないわけにはいかないだろう、と答申している。日置家が二男家、宮

之城家が三男家の大身分という記録所の認識をここに確認できよう。

勿論、かつての島津久竹の主張では、島津義弘が守護代である以上、

日置家も三男家で宮之城家と同格としていたが、現実に義弘は守護

（家督）として島津氏正統の代数に入り、自然日置家も二男家として

位置付けられたといえよう。元文三年に大身分（四家）の家格が設け

られたのは先述の通りであるが、日置家・花岡家・都城島津家が五月

であるのに対し宮之城家は「同年九月圖書家同格被仰付」（「列朝制

度」一八五二号）事情は、あるいは二男家とされた日置家・花岡家と異なり宮之城家が三男家のためであろうか。なお都城家については、

万石以上の家であり、その家筋由緒などから、異姓ながら万石以上の種子島氏同様、扱いは別であったと思われる。寛永十七年四月五日

付伊勢貞昌覚書写（『後編六』一二八号）では、「御兄弟様達江御書札之

次第」として貞昌が光久の質問に答えたものとされるが、そこでは

「〔兵庫頭殿・玄蕃頭殿・東市正殿・安藝守殿、此御衆江者御自筆之時

ハ謹言謹言被成御留（中略）北郷式部太夫殿大略可為御同前候、（中略）北郷殿もとハ殊之外大身に御座候、（中略）彼家規模之申傳候、御

家のつゝきハ豊州・佐多・新納・樺山・北郷、如斯次第八御座候得共、如右北郷殿ハ御賞覈被成來候事」と記される。また種子島氏について

拙稿「種子島家譜小考（二）別記近世種子島家の家格について」、「旧史館調」日録中「種子嶋藏人より御光儀之願ニ付調書」など参照。

（本館 学芸専門員）

### 藩記録所の活動（17世紀前～18世紀、寛永～寛政期）

寛永年間以来	御文書奉行（義岡久達・鮫島宗富・河野通顕・伊地知重矩等）活動
寛永18年（1641）	幕府の指示（→川上久国）により島津家家譜を作成、提出（国元の中心は島津久慶、島津久通、三原重庸、平田純正らも関与）
正保1年（1644）	正保国絵図作成幕府下命（→明暦年中（1655－8）完成）
正保2年（1645）冬	平田純正による島津氏家譜編纂開始（記録編輯総裁は初め島津久通。承応3年（1654）から鎌田正信（正勝）も記録総監）
正保年間（1644－8）	藩内島津氏族諸家が糺され、系図提出される（「御支族系図」）
慶安2年（1649）	島津家文書の一部「専要之御文書」が手鑑・巻子に成卷（関係者は義岡久達など）その他はそのまま。→元禄16
明暦3年（1657）	忠久から十八代家久譜まで114冊成る（平田純正に恩賞）
寛文2年（1662）	平田純正死去（家久譜・支流系図編纂途中）
寛文9年（1669）	記録奉行大田久知・河野通古に命じ、島津一門・他家二十四家の古系図・文書提出させる→「新撰系譜」作成
* 河野の相役は猿渡信安・平山勘兵衛（兼役、奉行扱いではない。後に転役）	
* この頃記録所は「当分御進物藏之辺ニ為有之由」	
延宝年間（1673－81）	諸家の系図文書調査すすむ。河野通古「諸家大概」編纂
貞享4年（1687）	河野通古死去
貞享年間（1684－8）	幕府は諸大名等にその来歴を物語る文書記録等の提出を命ず→この時の資料が一つの基となり「寛政重修諸家譜」編纂（寛政11年）に発展（「譜牒余録」）する 薩摩藩から提出された史料の一つが「御厚恩記」（諸本あり）。寛永期→貞享期に加筆修正）
元禄2年（1689）	伊地知重英、日向国岡田帳古写本を写す
元禄5年（1672）	伊地知重英、知覧の寺にあった「行脚僧雜錄」を筆写
元禄9年（1696）4月23日	鹿児島城火災
* 記録所は当初御下屋敷「楽屋鏡之間」とされるも、重書系図扱いのため御書院下之間御小姓衆番所に。 御文書箱等は御下屋敷番所に置かれたが、火災の懸念から本丸に御番所を設けて移す。	
	元禄国絵図の下命（→同15年に完成）
元禄10年（1697）3月18日	田中国明、記録所の移転を申請（6月23日再度申請） 市来家年・肥後盛香らによる分国中「文書改」 (6月～7月には市来家年、都城～加久藤方面の調査)
* 記録所設置は御厩馬頭観音堂奥の空き地となる。	
元禄14年（1701）8月21日	伊地知重張、徳之島「文書改」命じられる（翌年徳之島で死去）
11月27日	市来家年・肥後盛香が奉行となり田中国明との三人体制となる
12月25日	記録所へ島津氏家譜統集編纂の下命を上申
元禄15年（1702）	記録所によるはじめての小番（家筋・家格）調査
元禄16年（1703）9月3日	大御番所保管の御文書を細工所で裏打、巻子にする計画出される

宝永 1 年 (1704) 9 月	藩主綱貴死去で上記計画は頓挫（そのまま七代経過）
宝永 2 年 (1705)	記録奉行の「御目見之次第」定まる
7 月	光久譜編纂起筆（→宝永 7 年 8 月終了）
宝永 3 年 (1706) 10 月 23 日	「仮置之於府城便殿四駕邸之内」「雖掌図籍、然不便出入」→正徳 3
* 同年、田中・市来等による諸家系図文書提出の命が出される。	
宝永 4 年 (1707)	記録所と家老座の間を表御用人から御側御用人の取持ちへ 奉行中一名が江戸詰めとなる（→翌 5 年市来家年が東武へ赴く） 賄い付編修作業が以後経済事情から「召上」となる
正徳 1 年 (1711) 9 月	記録奉行の家老座への出入り許可
正徳 3 年 (1713) 閏 5 月 15 日	「由復請、而置府城北御厩之内旧屋」→明和 8
7 月	正保年間以来の島津氏支族系図継続の命
享保 2 年 (1717)	記録所文書蔵が護摩所鐘撞堂のある山の麓、御厩の北六ヶ所屋敷の地に建てられる（幕末までには重書が納められる）
享保 3 年 (1718) 9 月	田中国明死去 家久譜以降、吉貴譜まで「半成」
寛保 1 年 (1741) 12 月	記録方添役はじめてたてられる
宝暦 6 年 (1756) 10 月	「地誌要略」作成（記録奉行吉田清純・添役本田親方・山田友雄）
宝暦 12 年 (1762)	奉行本田親方に島津氏家譜続集が命じられる（→安永 3 年成就） →吉貴譜 20 冊・継豊譜 31 冊・重年譜 3 冊計 54 冊編修開始
明和 6 年 (1769)	重豪の命により、郡山遜志「島津世家」編纂
明和 8 年 (1771) 11 月 17 日	「重豪始到于茲、以為非其館、故命有司、卜地於府城南改作之」 記録所は二之丸矢来門前の諸役所敷地（現名山小）内へ移される 正徳 3 年以来の島津氏支族系図継続の命
安永 2 年 (1773) 11 月 1 日	記録所の「改作」始め
安永 3 年 (1774) 5 月 14 日	記録所「改作」落成、文庫を遷徙、「国史館」扁額 新記録所落成の儀式に系譜読誦（奉行児玉実門、同役郡山遜志）
10 月	重年譜まで成就
安永 7 年 (1778)	岩崎御文書蔵の島津家当主一族間の往復書簡類を卷子に装幀することにする →天明 2 年 (1782) 完成（現黒漆塗四十八番箱）
安永 8 年 (1779) 7 月	加久藤（義弘居城）の仮屋文書を成巻（現小箱四十九番箱）
天明 3 年 (1783) 10 月	記録方稽古が見習と改称
* 天明～寛政期、諸郷の調査→諸郷の名勝志・糺帳へ	
寛政 3 年 (1791) 5 月	明和 7 年家督人から当年出生までの支族系図継続の下命か
寛政 9 年 (1797)	重豪の命により造土館教授山本正誼が「島津国史」編纂開始
* 「島津世家」（紀伝体）改撰し、「島津国史」（編年体・漢文）を著す。「国史館」とつながる一堂を建て「陽秋堂」と命名、編纂に当たる。	

